

---

## 第1編 基本対策編

---

## 《目 次》

第1章 総則.....	1
1 策定の目的.....	1
2 基本姿勢.....	1
3 活動要領の構成.....	2
4 活動要領の対象.....	2
5 活動要領の修正.....	3
第2章 被害想定.....	4
1 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波.....	4
2 発生頻度の高い一定程度の地震・津波.....	6
第3章 活動要領の適用.....	8
第4章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応.....	10
第5章 応急対策業務.....	14
1 応急対策業務の設定.....	14
2 各部局の応急対策業務.....	19
3 応急対策業務遂行のための必要人数.....	32
第6章 業務継続体制の現状と対応策.....	33
1 人的資源の確保.....	33
2 業務執行環境の確保.....	45
第7章 活動要領の定着に向けて.....	55
1 各所属が取り組むこと.....	55
2 各応急対策業務マニュアルの策定.....	56
3 研修・訓練の実施.....	56

## 第1章 総則

### 1 策定の目的

南海トラフ地震が発生した場合、県は、平常時と比べて人員や庁舎機能等の業務資源が低下している状況下で、経験したことのない膨大な応急業務と災害時であっても実施すべき優先通常業務を、迅速かつ適切に実施することが必要となる。また、被災からの復旧と平常化に伴い、行政機能を早期に回復させることも必要である。

この「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領（以下「活動要領」という）」は、発災後の災害対策本部・支部の業務や各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法など職員がとるべき行動についてタイムライン（時系列の行動計画表）を定め、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき南海トラフ地震に県庁組織として備えるために策定するものである。

### 2 基本姿勢

南海トラフ地震が発生した場合の高知県の対策の基本姿勢は、次のとおりとする。

- ◎職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する
- ◎原則、通常業務はすべて停止する
- ◎発災後3日以内は人命救助に関する業務を最優先する

### 3 活動要領の構成

本活動要領は、次の2編で構成する。

#### 第1編

「基本対策編」では、活動要領の適用基準、応急対策業務と業務継続体制など対応の基本的事項を示す。

#### 第2編

「応急対策業務編」では、災害対策本部及び支部、各所属の応急対策業務とその実施時期を示す。

### 4 活動要領の対象

#### (1) 対象とする機関

本活動要領は、知事部局、公営企業局、議会・教育委員会をはじめ各種委員会事務局を対象とする。

#### (2) 業務の実施期間の設定

本活動要領で発災後1ヶ月間を計画対象期間とし、災害発生後の時間区分について、次の5フェーズに分ける。

※ 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（H28.2内閣府）」の内容を踏まえフェーズを変更

図表 1-1 業務の実施期間の設定

フェーズ	時間区分	考え方
第1フェーズ	地震発生から 発災後3時間以内	初動体制を確立する。沿岸部においては、津波から県民を守る業務が最優先となる。 なお、津波が沈静化するまでは二次災害を防ぐために、ほとんどの業務を遂行できない。
第2フェーズ	発災後1日以内	応急活動を開始し、特に重要な業務は早期に立ち上げる。
第3フェーズ	発災後3日以内	72時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われており、人命救助にかかわる業務を最優先とする。
第4フェーズ	発災後2週間以内	被災者の避難生活の確保、生活環境の改善が優先業務となる。
第5フェーズ	発災後1か月以内	2週間目から日常業務を徐々に再開する。

また、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」についても、体制及び対応について整理する。

図表 1-2 南海トラフ地震臨時情報発表時における業務の実施期間の設定

フェーズ	時間区分	考え方
その他	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報の種類に対応した、初動体制を確立するとともに、情報の収集や伝達、後発地震に対して注意する措置等に努める。

## 5 活動要領の修正

この活動要領は、組織体制の見直しや応急救助機関との連携の進展、各所属の災害対策の変更、今後発生する災害の教訓など必要に応じて随時修正するものとする。

## 第2章 被害想定

職員は、南海トラフを震源とする地震による県内の地震・津波の被害想定を正しく理解し、平時から各々の所属が発災後にどのような役割を担い、どう行動するのか意識を持っておく必要がある。

本計画での被害想定は、次の2つを想定する。

- 1) 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波
- 2) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波

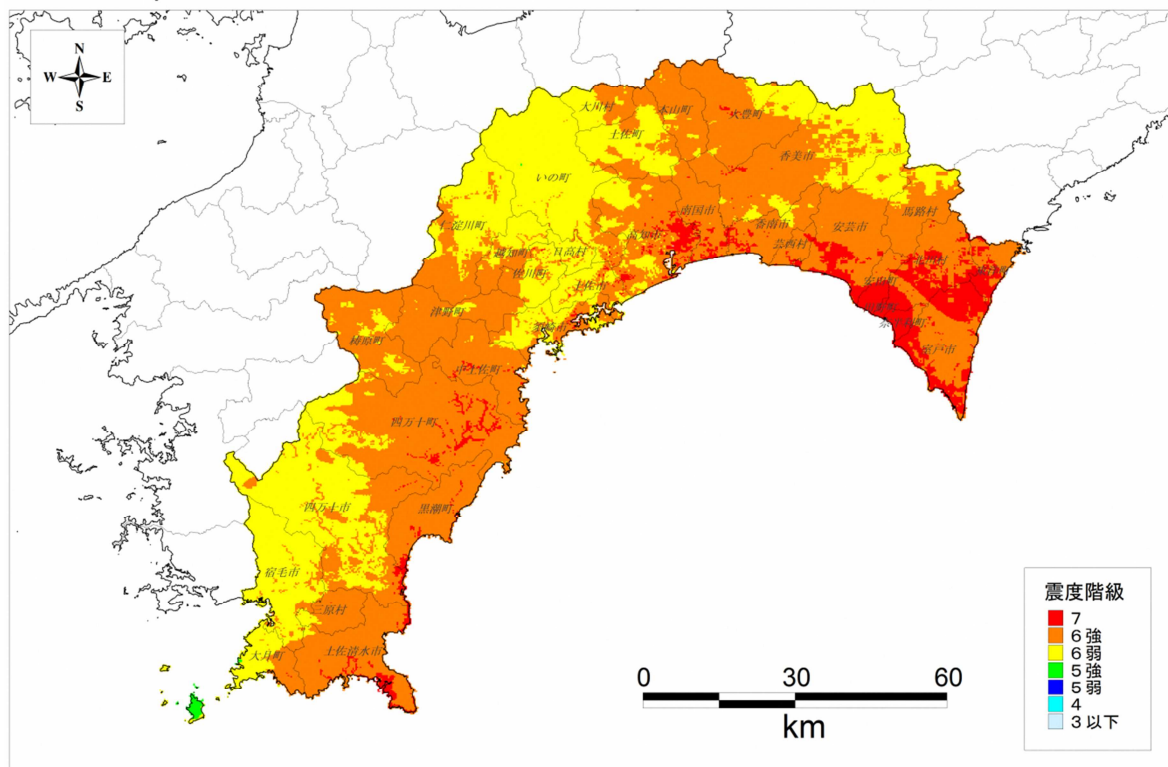
### 1 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波

この想定は、平成24年3月以降に内閣府が公表した南海トラフを震源とする最大クラスの地震・津波をもとに、最新の地形データや構造物データを反映して、より精緻な震度分布・津波浸水予測を推計したものである（平成24年12月高知県公表）。この最大クラスの地震・津波の発生確率は極めて低いものの、こうした地震、津波も起こりうるということを念頭に置いておくことが必要である。

#### (1) 震度

発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震による震度分布予測は下図のとおりであり、震度7の市町村が26市町村、震度6強の市町村が8市町村となっている。

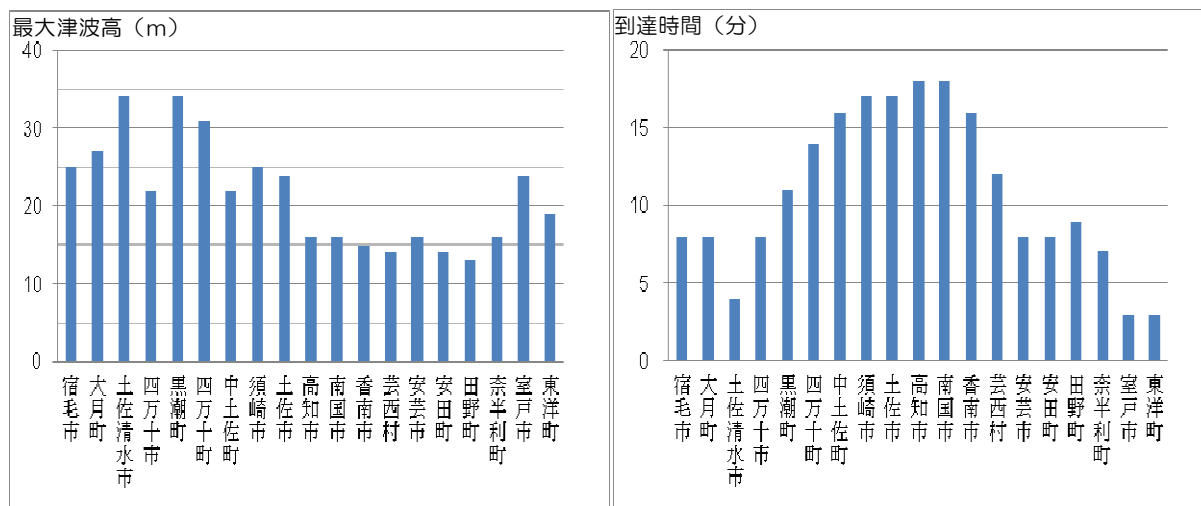
図表 2-1 震度分布予測図（複数ケースの重ね合わせ）



## (2) 津波被害

津波の浸水面積は、沿岸19市町村で約19,000ha（うち高知市約4,700ha）に達し、海岸線では最大津波高30m以上の津波が土佐清水市、四万十町、黒潮町で襲来すると想定されている。なお、市町村の最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間は、下表のとおりである。

図表 2-2 各市町村の海岸線での最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間



## (3) 人的被害

地震及び津波による人的被害の想定は、下表のとおりである。

図表 2-3 地震・津波による人的被害 (人)

	建物倒壊	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
負傷者数	約 33,000	約 140	約 2,900	約 300	約 36,000
死者数	約 5,200	約 110	約 36,000	約 500	約 42,000

※人的被害（死者数）が最大となるケースで想定  
 揺れ：高知県の直下で強い揺れが発生（陸側ケース）、  
 津波：四国沖のプレートが大きく滑り大津波が発生（ケース④）  
 時間帯：冬の深夜、住宅の耐震化率：74%、津波早期避難率：20%

## (4) 建物被害

地震及び津波による建物被害（全壊）の想定は、下表のとおりである。

図表 2-4 地震・津波による建物被害 (棟)

液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	地震火災	合計
約 1,100	約 80,000	約 710	約 66,000	約 5,500	約 153,000

※人的被害（死者数）が最大となるケースで想定（条件は、図表2-3と同じ）

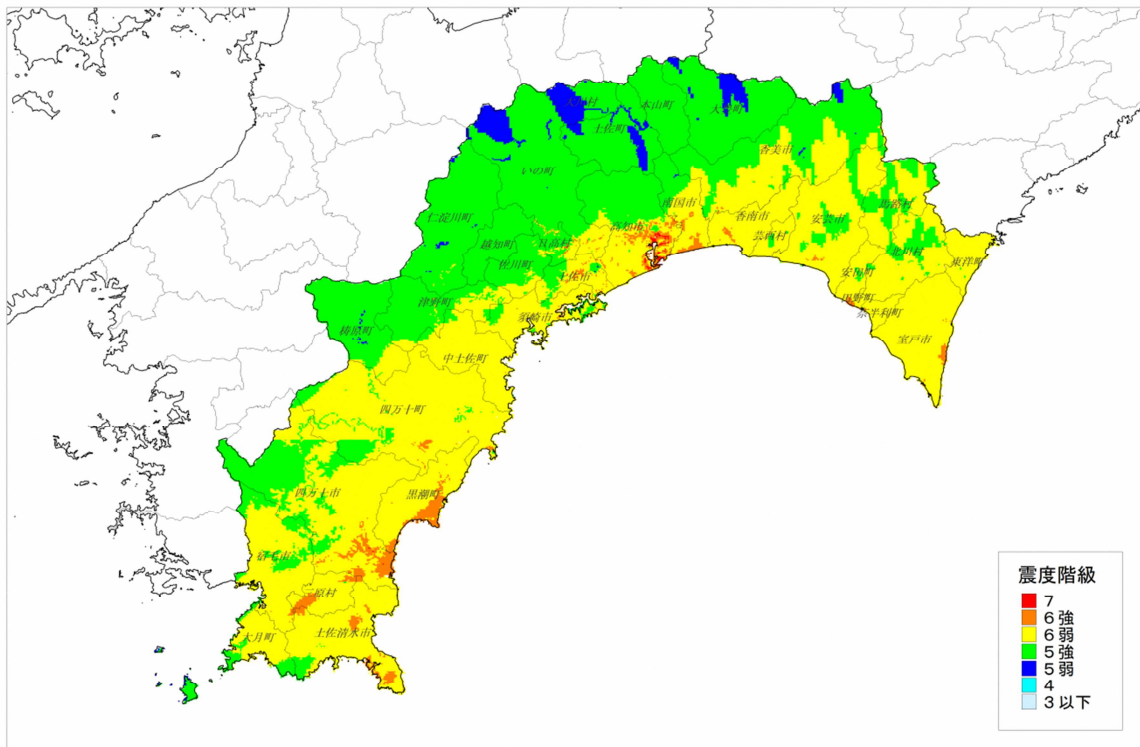
2 発生頻度の高い一定程度の地震・津波

(1) 震度

発生頻度の高い一定程度の地震・津波は、平成15年度に作成した安政南海地震（マグニチュード8.4）を基にした震源モデルによる推計である。

震度5弱～6強（一部では震度7）の地震が予測され、特に沿岸に近い地域では震度6強（軟弱地盤の所では震度7）から震度6弱の揺れ、その他の地域でも震度5強の揺れが想定される。

図表 2-5 震度分布予測図



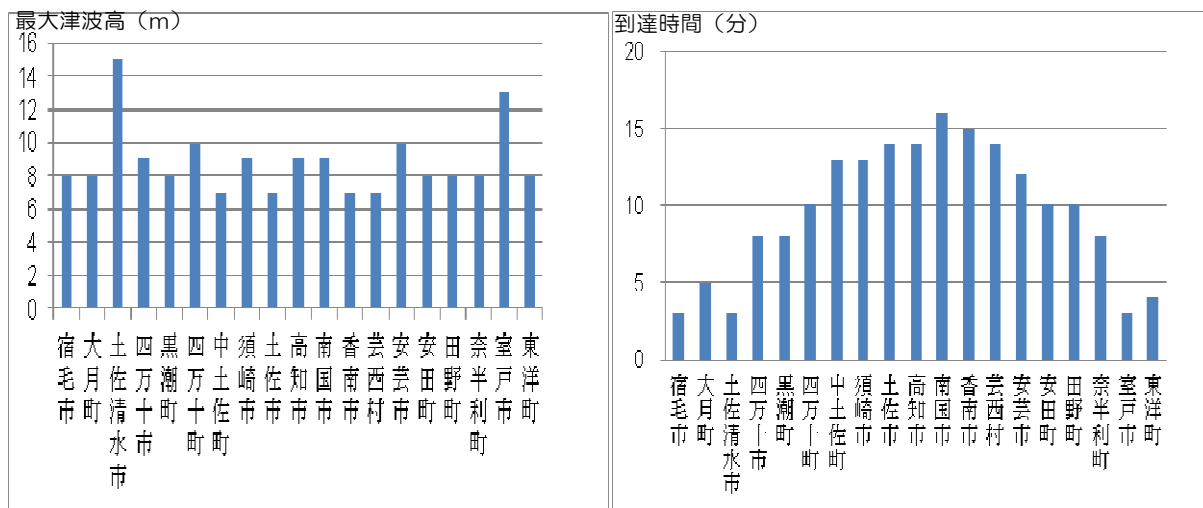
（「第2次高知県地震対策基礎調査（平成15年度）」の地震を再計算したもの）



## (2) 津波被害

本県は沿岸が東西に長いことを考慮し、波源位置を南海トラフに沿って移動（5か所）させ最大規模の重ね合わせにより算出した結果、津波浸水面積は約8,400haと想定される。なお、市町村の最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間は、次表のとおりである。

図表 2-6 各市町村の海岸線での最大津波高及び津波（津波高1m）到達時間



## (3) 人的被害

地震及び津波による人的被害の想定は、下表のとおりである。

図表 2-7 地震・津波による人的被害 (人)

	建物倒壊	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
負傷者数	約 12,000	約 30	約 2,000	約 90	約 14,000
死者数	約 940	約 20	約 9,900	約 30	約 11,000

時間帯：冬の深夜，住宅の耐震化率：74%，津波早期避難率：20%

## (4) 建物被害

地震及び津波による建物被害の想定は、下表のとおりである。

図表 2-8 地震・津波による建物被害 (棟)

液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	地震火災	合計
約 1,100	約 15,000	約 170	約 17,000	約 3,000	約 36,000

※条件は図表2-7と同じ

### 第3章 活動要領の適用

#### (1) 活動要領の適用基準

本活動要領は、人的資源、施設・設備資源を応急対策業務に集中し、それ以外の通常業務を中止又は縮小させる、非常時の活動の基準である。

県内で震度5強以上の地震を観測し、または、予報区高知県に大津波警報（遠地地震を除く）が発表され、高知県災害対策本部が設置された場合（南海トラフ地震の発生）、自動的に本活動要領が適用されるものとし、全庁・全職員が災害対策体制に移行して応急対策業務にあたる。

ただし、被害の規模や状況により、一部の地域や業務を除外する場合がある。

＜参考＞ 高知県災害対策本部規程における震災時配備基準及び動員体制

配備体制	配備基準	動員体制
第1配備 警戒体制	県内で「震度4」の地震が発生	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○地震関係部局※1本部連絡員 ○地震関係部局が定める関係課室及び出先機関
	予報区「高知県」に津波注意報が発表	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○津波関係部局※2本部連絡員 ○津波関係部局が定める関係課室及び出先機関
第2配備 警戒本部体制	県内で「震度5弱」の地震が発生	○危機管理部全職員 ○本部連絡員
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	○各部局が定める関係課室及び出先機関
第3配備 災害対策本部体制	予報区「高知県」に津波警報が発表	○危機管理部全職員 ○津波関係部局※2本部連絡員 ○津波関係部局※2が定める関係課室及び出先機関
	県内で「震度5弱」の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
第4配備 災害対策本部体制	予報区「高知県」に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生	○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関
	県内で「震度5強」以上の地震が発生	全職員
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表	
	予報区「高知県」に大津波警報が発表	

※1：地震関係部局：観光振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部及び県有施設を所管する部局

※2：津波関係部局：観光振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部

## (2) 適用の解除

---

応急対策業務が滞りなく実施され、また、人的資源など業務のための資源を調整する必要性が少なくなった場合には、実施期間である1カ月以内であっても、可能な所属から順次通常業務を再開する。

災害対策本部体制そのものについては、復旧の程度や応急対策業務の必要性等を勘案して、1カ月経過後も一定期間継続することとし、必要に応じて資源の再配置を行う。

第4章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

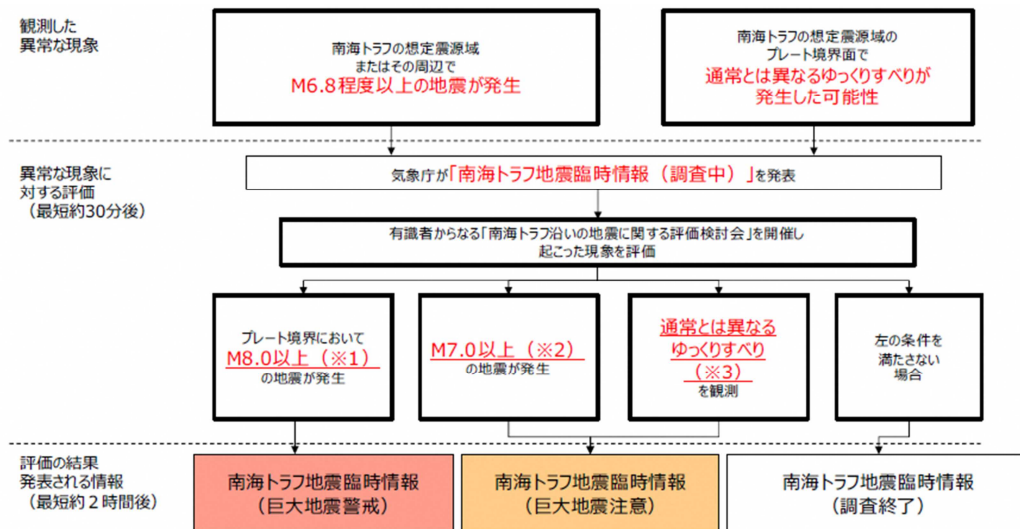
(1) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報の種類

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもので、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表される。南海トラフ地震臨時情報の種類は、以下の4つがある。

南海トラフ地震臨時情報の種類	発表基準
調査中	○観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合 ○又は調査を継続している場合
巨大地震警戒	○想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
巨大地震注意	○想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

<参考> 南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

---

---

## (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の参集及び対応について

---

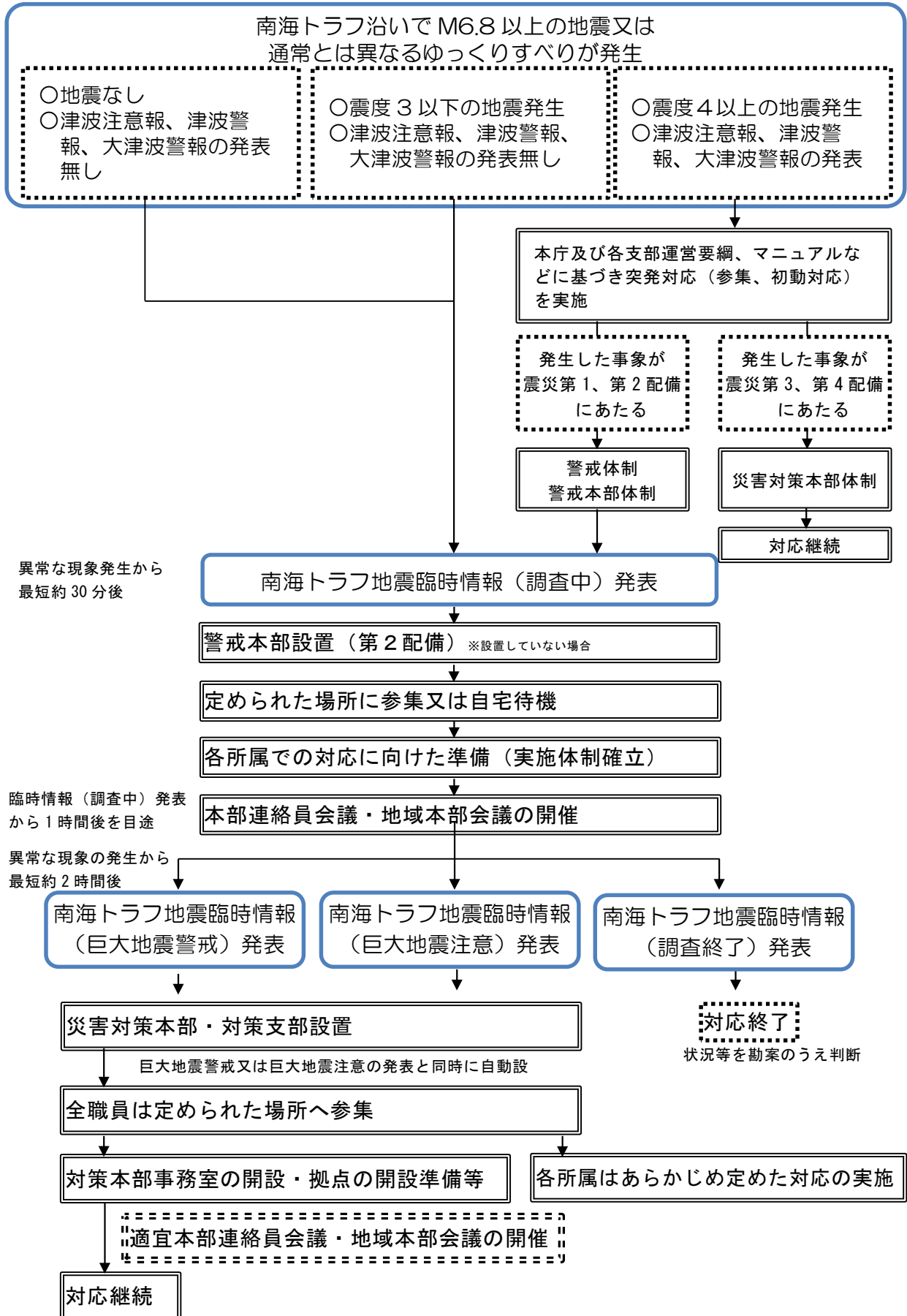
### ① 参集ルール

本県において、震度5強以上の地震が観測、又は予報区高知県に大津波警報が発表された場合は、全職員が自宅等から徒歩、自転車又はオートバイ（原則、車は利用しない）により参集することとなっているが、臨時情報の発表時における参集については、上記の地震観測や大津波警報の発表がされておらず、かつ参集経路において交通途絶などが生じていない場合は車での参集も認めることとする。

ただし、臨時情報が発表された際は、震度5弱以下の地震の発生や津波注意報や津波警報が発表され、何らかの影響（被害）が発生している場合も想定されるとともに、後発地震の発生の確率が高まっている状況であることから、平時から、津波浸水想定区域図等の情報を確認しておき、事前に極力浸水区域を避けた安全な参集ルートを十分検討のうえ、参集を行うなど、自身の安全の確保を最優先のうえ参集することとする。

直ちに参集が必要となった職員のうち、何らかの事由等により参集が困難な者は、自所属及び参集場所に参集困難な事由を連絡したうえで、事由の解消または対処に目処が立ち次第、自所属及び参集場所へ再度連絡のうえ、参集するものとする。

② 南海トラフ沿いでの異常な現象の発生から参集、初動対応の流れ



---

---

**(3) 臨時情報（巨大地震注意又は警戒）が出された場合の対応**

---

共通項目として下記の対応を実施するものとする。

また、下記項目以外に必要な対応が求められる場合においては、各所属において、適宜実施するものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 初動体制の再確認（所属・支部要員）</li><li>② 津波浸水区域外への公用車の移動及び給油</li><li>③ 津波浸水区域外への職員自家用車の移動及び給油</li><li>④ 防災用資機材の再確認（通信機器・備蓄物資等）</li><li>⑤ 管理施設の安全確認（非常用発電設備の点検等）</li><li>⑥ 災害対策本部・支部設置時の体制確認（要員の確認等）</li><li>⑦ 市町村における対応の支援（所属所管の関連業務）</li><li>⑧ 急を要しない会議の延期及び懇親会等の自粛<br/>（災害即応体制の確立）</li></ul> |
|---|

## 第5章 応急対策業務

### 1 応急対策業務の設定

#### (1) 南海トラフ地震発生後に必要となる業務の考え方

##### ① 応急業務

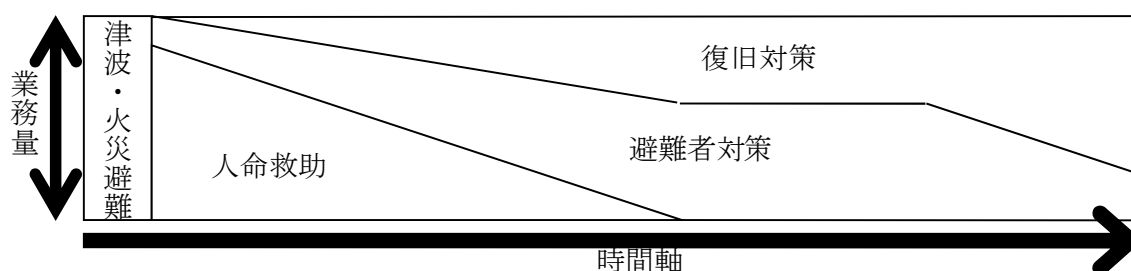
南海トラフ地震が発生した際の県の主な応急業務としては、次のものが考えられる。

活動の区分	概要
地震・津波から県民を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震情報の市町村への速報</li> <li>津波からの住民避難の周知、誘導 など</li> </ul>
火災から県民を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災の消火活動とその支援</li> <li>消防機関の広域応援の要請と現地展開への支援</li> <li>道路等の啓開 など</li> </ul>
人命を救う	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の救助救出、行方不明者の搜索</li> <li>医療救護活動の調整、支援 など</li> </ul>
避難者の健康と生活を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後の水・食料・毛布などの支援</li> <li>避難生活の改善の支援（健康維持、感染症予防・防止対策、環境整備等）</li> <li>要配慮者の生活支援 など</li> </ul>
被災から復旧する	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設等の被災者の住宅確保</li> <li>ライフラインの機能回復 など</li> </ul>

※自分自身の身の安全を確保した上で応急業務にとりかかる

これらの活動に必要な業務量は時間とともに変化する。そのイメージは下記のとおりである。ただし、津波被害の恐れがない地域では、直ちに人命救助に着手する必要がある。

図表 5-1 応急対策業務のイメージ



##### ② 通常業務

本活動要領で優先する通常業務は次の区分による。

	概要
優先する通常業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震・津波による被害を受けた状況にあっても不可欠な県民生活に直接関わる行政サービス</li> <li>○業務を実施・継続するための職員管理（人員調整や健康管理）、庁舎機能の維持、情報通信機能の回復等に関する業務</li> </ul>
停止する通常業務	○上記以外の業務



(2) 応急対策業務の考え方

① 地震発生後の応急対策業務設定の必要性

業務量と職員の人員数を比較すると、平常時においては業務量に必要な職員数を確保しているため、この2つは均衡している。一方、災害発生後には、通常業務に加えて応急業務が追加され必要な業務量は大幅に増大するが、職員数は被災する者もいるため平常時よりも少なくなり、業務量と職員数の均衡は大きく崩れる。

このため、停止しても良い通常業務を明確にし、災害時においても行うべき「優先する通常業務」と「応急業務」をあわせた「応急対策業務」を限られた職員で着実に執行することが必要となる。

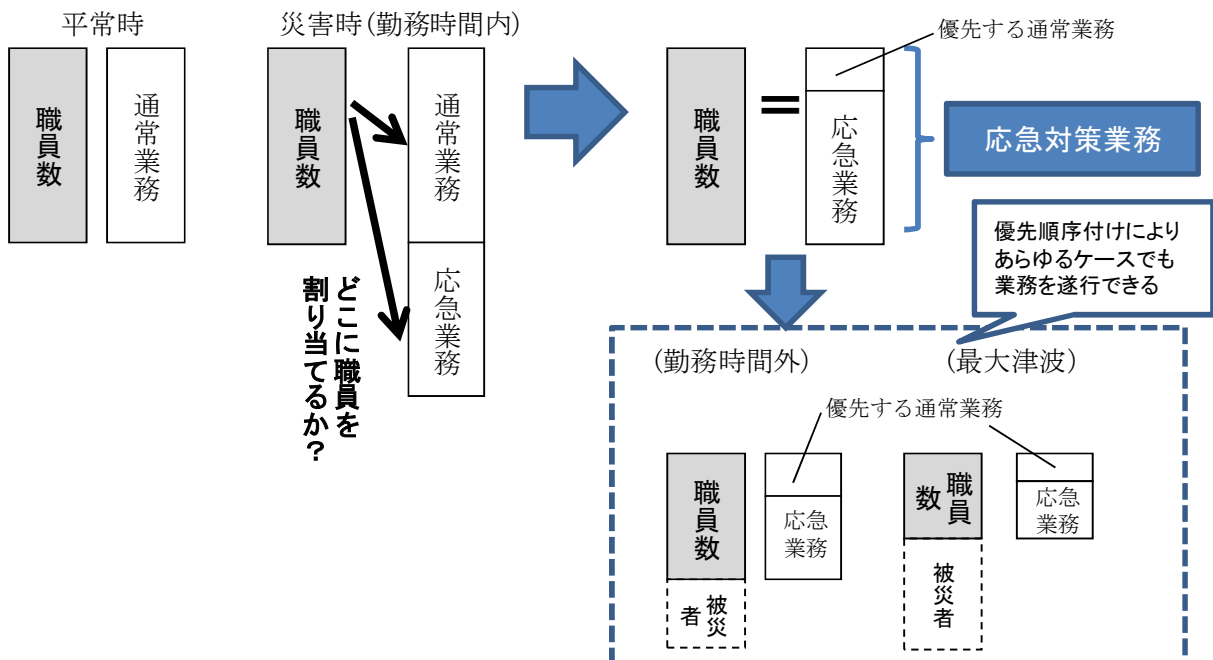
② 応急対策業務の設定基準

ア 職員配置の考え方

災害時には、応急業務、災害時においても行うべき通常業務ともに、職員の参集程度や時間の経過に伴い業務が推移していくことも考慮しながら、職員の配置を決定する。

また、地震の発生時刻や被災程度によって勤務可能な職員数は変化するほか、部局や所属ごとで応急対策業務に差異があることから、すべての所属の応急対策業務とその優先度を本活動要領において示す（「第2編 応急対策業務編」に記載）。

図表 5-2 平常時及び災害時における業務量と職員数の比較



イ 応急対策業務の考え方

応急対策業務に着手すべき時間区分としてフェーズを5つに区分する。

a) 第1フェーズ（地震発生から発災後3時間以内）

～中心業務は「地震・津波から県民を守る」「火災から県民を守る」～

- ◎地震・津波から県民を守るとともに、津波沈静化を見極める
- ◎地震・津波による火災から県民を守る
- ◎初動体制を確立する
- ◎広域応援要請を行う
- ◎津波の危険のない地域は人命救助活動を開始する
- ◎道路の被災状況を把握するとともに、道路啓開を開始する

繰り返し押し引きする津波から県民を守ること、建物等の倒壊や火災への対応を優先させる。特に、30cmの高さの津波が到達する時間は室戸市や土佐清水市などの海岸線で3～5分と予測されており、短時間で的確な避難誘導が必要である。あわせて、沿岸部で勤務する職員の安全確保にも努める。

勤務時間外の場合は参集を開始し、勤務時間内の場合は通常業務をすべて停止する。そのうえで初動活動のための体制を確立して応急対策業務を速やかに行う。

また、被災地に対する支援を迅速に行うため、津波の沈静化を見極めつつ、被災情報をできるだけ早期に収集する。その上で、県外からの支援を受け入れるための高速道路等の緊急輸送道路や主要な港湾、空港などの啓開に着手する。

あわせて、県外からの様々な支援を受けるための要請を行う。

b) 第2フェーズ（発災後1日以内）

～中心業務は「人命を救う」～

- ◎人命救助を全力で行う（救助救出）
- ◎火災の延焼を防ぐ
- ◎負傷者に対する応急治療を行う（医療救護）
- ◎道路等の啓開の推進と、活動拠点等の立ち上げの準備を行う

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動（人命救助）と、被災地域内での負傷者や在宅要医療者への医療救護活動を最優先する。そのため、総合防災拠点の開設を速やかに行う。

また、市町村や災害医療支部、応急救助機関等からあらゆる手段を通じて被災状況を把握する。

c) 第3フェーズ（発災後3日以内）

～中心業務は「被災者への支援を開始する」～

- ◎避難所での生活を支援する
- ◎必要な物資を調達する
- ◎重要施設への燃料を確保する

生存率が急激に低下するとされる72時間までは人命救助を最優先とするが、助かった命をつなぐため、避難所や在宅避難者に対し応急時に必要な物資やサービスを確実に届けるための支援に着手する。

また、災害拠点病院や各市町村の庁舎など応急対策業務実施のために不可欠となる重要施設への燃料確保に着手する。

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

d) 第4フェーズ（発災後2週間以内）

～中心業務は「被災者の健康と生活を守る」～

- ◎被災者の生活の向上を図る（避難所等での活動支援など）
- ◎被災者の心のケアや居住環境の整備
- ◎本格化する県外からの支援に対応する
- ◎遺体に関する対策を支援する

人命救助活動の規模が縮小され、業務の中心が被災者対策と復旧対策に移行する。特に、発災後1週間までは、避難所で最低限の生活を送るための支援を行うとともに、医療、保健衛生、物資等の継続的な供給体制を確立する。

また、災害廃棄物の処理、地域内のガレキの除去、応急仮設住宅の建設地調整を開始するなど被災地の居住環境の整備を本格化する。

県外からの人的・物的支援の受入れが本格化してくるため、市町村をはじめ関係機関との調整を行う。

また、警察や市町村が行う遺体の検視や安置に関する業務の支援、県内での対応困難が予想される火葬の広域調整等を行う。

e) 第5フェーズ（発災後1か月以内）

～中心業務は「被災から復旧する」～

- ◎ 応急仮設住宅の建設
- ◎ ライフラインの機能回復
- ◎ 市町村への職員派遣（市町村機能の回復に向けた支援）
- ◎ 通常業務の再開（段階的に）
- ◎ 学校教育の再開
- ◎ 復興に向けた取り組み

第4フェーズの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など生活再建や被災地域の復旧に関する業務に徐々に重点が移る。

発災後2週間程度から、通常業務のうち停止していた業務を段階的に解除するほか、避難者の状況を踏まえながら学校教育を再開する。

また、国に対する提言活動や復旧復興予算の確保など、震災復興計画の策定や復旧復興予算の確保など本県が「復興」に必要な諸活動を本格化する。

## 2 各部局の応急対策業務

各部局の主な応急対策業務は、次のとおりである。ただし、時間は目安であり、状況に応じて、臨機応変に対応する。

なお、各課の応急対策業務の詳細については、「第2編 応急対策業務編」を参照。

### (1) 災害対策本部事務局（危機管理部ほか※）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 災害対策本部・支部の設置、災害対策本部会議運営開始</li> <li>◇ 自衛隊、消防庁等への派遣要請</li> <li>◇ 災害対策本部の情報基盤の設置</li> <li>◇ 対外的な情報通信ルートの確保</li> <li>◇ 消防防災ヘリによる諸活動の開始</li> <li>◇ 津波情報、被災情報の収集・整理</li> <li>◇ 各部の参集状況の確認</li> <li>◇ 報道機関への対応及び情報提供</li> <li>◇ 知事メッセージ及び対応方針の発信</li> <li>◇ 県ホームページ等を活用した災害広報の開始</li> <li>◇ 応急救助機関への情報提供、活動の調整の開始</li> <li>◇ ヘリコプターの全体調整、消防ヘリの運航調整の準備</li> <li>◇ ライフライン機関との調整</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県内の被災者の状況把握（避難所・在宅被災者）</li> <li>◇ 応急救助機関の活動拠点の確保及び拠点での活動調整</li> <li>◇ 災害等従事車両証明書発行の調整</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災者の支援方針の決定</li> <li>◇ 被災者に必要な物資調達の開始</li> <li>◇ 被災地域への物資配分・輸送の総合調整</li> <li>◇ 避難者、要配慮者等の広域避難に必要な輸送手段の確保</li> <li>◇ 被災者の生活支援に関する総合窓口の設置</li> <li>◇ 応急活動、重要施設のための燃料調達を開始</li> <li>◇ 危険物施設等に関する被災状況情報収集等</li> <li>◇ 被災者生活再建支援制度の公示</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 機能を喪失した市町村に対する支援を本格化</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	上記を継続

◇ 応急業務（※印は共通事項） ● 優先する通常業務

※危機管理部以外の構成部局  
 総務部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間対策・交通部、  
 商工労働部、観光振興部、農業振興部、水産振興部、土木部、会計管理局

(2) 総務部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> <li>◇ 報道への対応(災害対策本部の対応を除く)</li> <li>◇ 県民対応窓口の設置</li> <li>◇ 職員の安否確認と参集状況の把握</li> <li>◇ 全国知事会との連絡体制の確立</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 本庁舎等の被害状況把握及び二次災害の防止</li> <li>◇ 情報ハイウェイ、情報セキュリティクラウド、総合行政ネットワーク(LGWAN)、県庁ネットワークの状況把握</li> <li>◇ 庁内システムの状況把握</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 本庁舎等の機能回復</li> <li>◇ 情報ハイウェイ、情報セキュリティクラウド、総合行政ネットワーク(LGWAN)、県庁ネットワークの応急復旧開始</li> <li>◇ 庁内システムの応急復旧開始</li> <li>◇ 帰宅困難者への対応</li> <li>◇ 応急救護所の開設</li> <li>◇ 国、他都道府県への職員派遣要請及び受入れ準備</li> <li>◇ 災害関連予算の調整開始</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 視察者への対応</li> <li>◇ 職員住宅の被害調査</li> <li>◇ 県有財産の被害調査、緊急危険度調査</li> <li>◇ 納税緩和措置の広報</li> <li>◇ 全国避難者情報システムの運用開始(被災県側の窓口)</li> <li>◇ 市町村の財源手当相談、財政支援措置</li> <li>◇ 国等への要望の取りまとめ</li> <li>◇ 税務システムの被害状況把握</li> <li>● 県民からの意見・提案への対応</li> <li>● 法令例規システムの回復</li> <li>● 人事電算システムの回復</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 税務に関する相談窓口の開設</li> <li>◇ 市町村の罹災証明の発行支援(住家被害認定業務支援)</li> <li>● 公文書の管理に関する業務(被災公文書の回収)</li> </ul>

◇ 応急業務(※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(3) 健康政策部・保健医療調整本部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> <li>◇ 保健医療調整本部・支部の設置及び活動開始</li> <li>◇ DMAT等への応援要請</li> <li>◇ 医療救護活動の開始</li> <li>◇ 県内の医療機関の被害状況の把握</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 救護所等における医療提供体制の確保(医療従事者搬送調整)</li> <li>◇ 要配慮者、重点継続要医療者への対応</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 国への保健活動チームの派遣要請</li> <li>◇ 避難所等での保健指導の開始</li> <li>◇ 被災地の防疫対策の実施</li> <li>◇ 上水道の応急対策の開始(水質検査含む)</li> <li>◇ 市町村指定の遺体安置所の状況把握</li> <li>◇ 遺体安置所の広域的調整、遺体の搬送依頼開始</li> <li>◇ 火葬場での処理状況調査、火葬の広域調整開始</li> <li>● 緊急医薬品の確保・あっ旋</li> <li>● 感染症、食中毒発生時の対応</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 県外からの保健活動チームの派遣調整</li> <li>◇ 避難所での衛生広報の実施</li> <li>◇ 遺体安置に必要な資機材の確保支援</li> <li>◇ 難病患者等の専門医療の確保</li> <li>◇ 被災動物の臨時保護施設開設調整</li> <li>● 毒劇物製造・販売業者の毒劇物保管状況の把握</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> </ul>

◇ 応急業務(※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(4) 子ども・福祉政策部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ DPAT先遣隊の派遣要請、調整</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 災害救助法の関係事務</li> <li>◇ 入所型施設、救護施設の状況把握</li> <li>◇ 福祉避難所の開設支援開始</li> <li>◇ 介護用品・福祉機器・感染防止対策等必要物品の調達支援の開始</li> <li>◇ DPAT先遣隊の活動開始</li> <li>◇ (感染症発生時) 所管施設等への感染対策</li> <li>● 精神障害者の措置入院や移送事務の継続</li> <li>● 療育福祉センターの業務の再開</li> <li>● 児童虐待相談等への対応</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 被災高齢者・障害者等への相談窓口の開設</li> <li>◇ 災害ボランティアセンターの支援の開始</li> <li>◇ 被災女性からの相談への対応</li> <li>◇ 施設入所の広域的な調整支援</li> <li>◇ 社会福祉施設におけるマンパワーの確保調整開始</li> <li>◇ 要配慮者の支援情報の広報開始</li> <li>● 女性相談支援センターの一時保護業務等の再開</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 災害援護資金の貸付等の開始</li> <li>◇ 各種医療受給者証紛失等への対応</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務



(5) 文化生活スポーツ部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 被災外国人の援護</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 海外からの支援受け入れのための通訳などの支援調整</li> <li>◇ 被災地の生活関連物資価格の監視</li> <li>◇ 消費者からの相談への対応</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 被災した文化財等への対応</li> <li>◇ 海外からの視察対応</li> <li>◇ 私立学校、大学の機能回復の支援</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(6) 産業振興推進部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 災害関係情報の収集 (県外事務所)</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 県人会等へ連絡、情報提供 (県外事務所)</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 高知県への各種支援の取次 (県外事務所)</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(7) 中山間振興・交通部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 公共交通の運行状況の情報収集、情報提供</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 公共交通の運行についての調整</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(8) 商工労働部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 商工業者、小規模企業者、金融機関、立地企業の被害状況等の情報収集</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 経営相談窓口の運営支援の開始</li> <li>◇ 被災中小企業に対する災害応急融資の開始</li> <li>◇ 被災者の就職支援体制の整備</li> <li>● 県単制度融資の再開</li> <li>● 雇用対策の再開</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 各研究機関等の暫定復旧</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(9) 観光振興部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 主要観光地の被災状況の把握</li> <li>◇ 県内にいる観光客への対応</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 風評被害対策の検討</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(10) 農業振興部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 県内JA、卸売市場等の被害状況の把握</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 湛水被害及び排水ポンプ場の稼働状況の把握</li> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ ため池、地すべり等の二次被害の防止</li> <li>◇ 園芸ハウス等の暖房用重油流出状況等の把握</li> <li>◇ 農薬等の外界への流亡対策</li> <li>◇ 家畜の衛生管理と防疫、死亡畜の適正処理の実施</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 農作物・園芸用ハウスの災害状況調査の開始</li> <li>◇ 専門家の派遣による事業再開の支援</li> <li>◇ 天災資金の広報、県単独融資制度創設の検討</li> <li>◇ 農地農業用施設の応急対策の実施</li> <li>◇ 湛水被害箇所の排水対策</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(11) 林業振興・環境部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 廃棄物処理施設の被害状況の把握</li> <li>◇ し尿処理対策の立案</li> <li>◇ 有害物質使用事業場の被災確認</li> <li>◇ 山地災害発生個所の把握、森林被害地調査の実施</li> <li>◇ 木材産業関係被害調査の実施</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 地すべり被害への対応</li> <li>◇ し尿処理対策の実施</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 環境汚染の調査実施</li> <li>◇ 廃棄物処理の市町村計画とりまとめ、広域調整</li> <li>◇ し尿運搬・処理の実施、進捗管理</li> <li>◇ 産業廃棄物処理業者への協力要請</li> <li>◇ アスベスト使用建築物の被災確認</li> <li>◇ 治山林道災害復旧計画の検討</li> <li>◇ 県営林の被害調査の実施</li> <li>◇ 林業の事業再開に係る支援</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 復旧用木材資材供給体制の整備</li> <li>◇ 県内木材産業の災害復旧支援</li> <li>◇ 各種災害支援制度の運用開始</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(12) 水産振興部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 港湾・漁港施設(漁業用燃油タンクを含む)、漁業関係者の被害状況の把握</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 漁港に関する応急措置の実施</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 災害融資、漁業共済の制度周知</li> <li>◇ 制度資金適用の検討、運用</li> <li>◇ 海、河川漂流物の状況の把握</li> <li>◇ 漁業施設などの緊急復旧補助事務手続きの開始</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 本格的復旧工事の開始</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(13) 土木部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> <li>◇ 水門の遠隔操作の実施体制の確立</li> <li>◇ 浸水状況、河川管理施設のシステムによる情報収集</li> <li>◇ 道路被災状況の把握及び道路啓開の開始</li> <li>◇ 総合防災拠点となる施設の情報収集</li> <li>● 永瀬ダム、鏡ダム、鎌井谷ダム、坂本ダムの維持管理の継続</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握</li> <li>◇ 港湾への漂流物の情報収集</li> <li>◇ 港湾・漁港の被害状況の把握</li> <li>◇ 緊急海上輸送計画の検討、計画の策定</li> <li>◇ 資材輸送可能船舶の情報収集、海上輸送手段の確保</li> <li>◇ 土砂災害の発生状況の把握</li> <li>◇ 砂防指定地等の土砂災害の被害状況の把握</li> <li>◇ 公園・下水道施設の緊急点検</li> <li>◇ 都市施設等の被災状況の把握</li> <li>◇ 市街地内の土砂堆積状況の把握</li> <li>◇ 市町村施設の被害情報の収集</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 応急危険度判定の開始</li> <li>◇ 公園・下水道施設の応急復旧</li> <li>◇ 県営住宅、市町村営住宅の被害状況把握と住民安全対策</li> <li>◇ 市町村の応急復旧に係る緊急相談窓口の設置</li> <li>◇ 応急工事の必要性の判断、発注、実施</li> <li>● 道路の通行制限に関する業務の再開</li> <li>● 客船、外国船等の入港時の乗船客、乗組員の安否確認</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 応急仮設住宅の建設に向けた準備開始</li> <li>◇ 宅地判定士の招集、派遣</li> <li>◇ 家屋被害状況調査の開始</li> <li>◇ 民間被災住宅の修繕等の相談窓口設置</li> <li>◇ 民間賃貸住宅の情報提供要請</li> <li>◇ 県内外公営住宅等の空き家情報の収集</li> <li>◇ 建築制限区域の指定</li> <li>◇ 応急復旧調査の実施、復旧計画の策定</li> <li>◇ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施</li> <li>◇ 公共土木施設の応急対策の実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 広域的な汚泥処理計画の作成、汚泥処理の開始</li> <li>◇ 土砂災害監視システム再稼働の対策開始</li> <li>● 土木行政総合情報システムの回復</li> <li>● 建設業許可、入札参加資格に関する業務の再開</li> <li>● 建築物の確認・検査業務の再開</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 応急仮設住宅の建設開始(民間住宅の借上げも含む)</li> <li>◇ 災害公営住宅の検討</li> <li>◇ 都市復興基本方針、都市復興基本計画の策定支援</li> <li>◇ 県営住宅、市町村営住宅の復旧開始</li> <li>◇ 応急復旧工事の開始</li> </ul>

◇ 応急業務(※印は共通事項)      ● 優先する通常業務

(14) 会計管理局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 県職員に対する後方支援業務の開始</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 各システム・指定金融機関等店舗等被災状況の把握</li> <li>◇ 義援金口座の開設、受付の開始</li> <li>● 会計事務の再開</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>● 財務会計システム、物品調達管理システム等の復旧</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 義援金の配分の決定</li> </ul>

◇ 応急業務(※印は共通事項)      ● 優先する通常業務

(15) 教育委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 事務局内の災害対応状況の把握(※)</li> <li>◇ 避難所になっている所管施設の支援</li> <li>◇ 帰宅困難児童生徒等の把握及び誘導の調整</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> <li>◇ 児童生徒等の家庭の被災状況の把握</li> <li>◇ 教職員住宅の被害状況の把握</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 給食設備等の安全確認、衛生管理</li> <li>◇ 県立・市町村立学校施設の応急復旧</li> <li>◇ 保育所等施設の応急復旧支援</li> <li>◇ 保育所の再開支援</li> <li>◇ 文化財の被害状況の把握、対応</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> <li>◇ 給食の再開</li> <li>◇ 教職員住宅の応急復旧</li> <li>◇ 応急教育等の準備(教科書、教材の調達、授業の再開)</li> <li>◇ 児童生徒の健康情報の収集</li> <li>◇ 心の教育センター相談員の学校への派遣</li> </ul>

◇ 応急業務(※印は共通事項)      ● 優先する通常業務



(16) 公営企業局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> <li>◇ ダム施設の異常の有無確認</li> <li>◇ 所管施設の被災状況の把握(※)</li> <li>◇ 被災所管施設の応急処置の実施</li> <li>● 発電所関係施設の維持管理の継続</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 部内の災害対応状況の把握(※)</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の二次災害の防止</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の復旧計画の作成</li> <li>◇ 被災所管施設の復旧開始</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	上記を継続

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

(17) 各種委員会事務局等 (監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会事務局)

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 初動対応、体制の確立(※)</li> <li>◇ 所管施設の利用者の安全確認、職員の安否確認(※)</li> <li>◇ 関係機関との通信手段の確保(※)</li> <li>◇ 議員、委員の安否確認</li> </ul>
第2フェーズ (1日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の被害状況の把握(※)</li> <li>◇ 事務局内の災害対応状況の把握(※)</li> </ul>
第3フェーズ (3日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 所管施設の二次災害防止対策の実施(※)</li> </ul>
第4フェーズ (2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧開始(※)</li> <li>◇ 議員による中央要望活動の調整連絡</li> <li>◇ 視察への対応</li> </ul>
第5フェーズ (1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 被災所管施設の応急復旧(※)</li> </ul>

◇ 応急業務 (※印は共通事項) ● 優先する通常業務

### 3 応急対策業務遂行のための必要人数

#### (1) 必要人数積算方法

各所属に必要な職員数の積算については、各所属において応急対策業務を抽出し、それぞれの業務に必要な人員、必要な時期（フェーズ）を検討し、それらを積み上げて算出した。算出のパターンは、次の2つのパターンで行った。

パターン	考え方と算出の仕方
必要最小限人数	当該所属職員自らが実施する必要のある業務を行うための最小限の人数。
必要適正人数	当該所属の応急対策業務を適正に行うために必要となる人数。

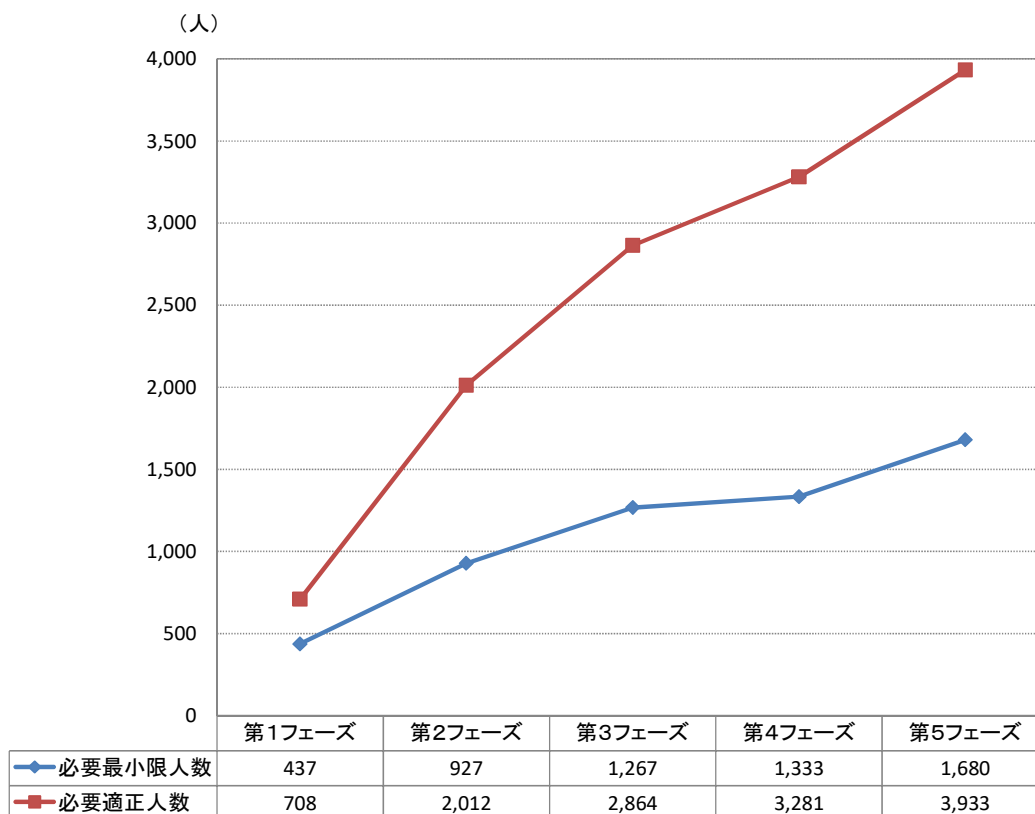
#### (2) 必要人数

全庁における応急対策業務の必要人数は、次のとおりとなった。

第1フェーズ（地震発生から発災後3時間までを想定）では、必要最小限人数として437人、必要適正人数として708人となった。

第2フェーズ以降は、必要最小限人数と必要適正人数との開きが大きくなり、第5フェーズでは、必要最小限人数として1,680人、必要適正人数として3,933人となり、2倍以上の開きがある。

図表 5-3 必要人員数（全庁）



## 第6章 業務継続体制の現状と対応策

### 1 人的資源の確保

#### (1) 参集可能人員数の結果

最大クラスの地震・津波という条件下で、県職員に対して調査を実施して、参集可能人員を算出した。

下記「(3) 対応策 イ 勤務時間外に地震が発生した場合」の参集の考え方に基づき、災害対策支部等の最寄りの参集可能な場所に参集することとして、前回調査から参集の考え方の変更を行ったため、参集可能人数は全体的に増加している。

なお、この算出結果は、平成29年度の所属先、居住地等に基づくものであり、人事異動等によって当然に状況の変化はあるものの、全体の傾向としては大きく変わらないものと考えられる。

参集可能人員数の計算は、5つのフェーズ毎に行った。

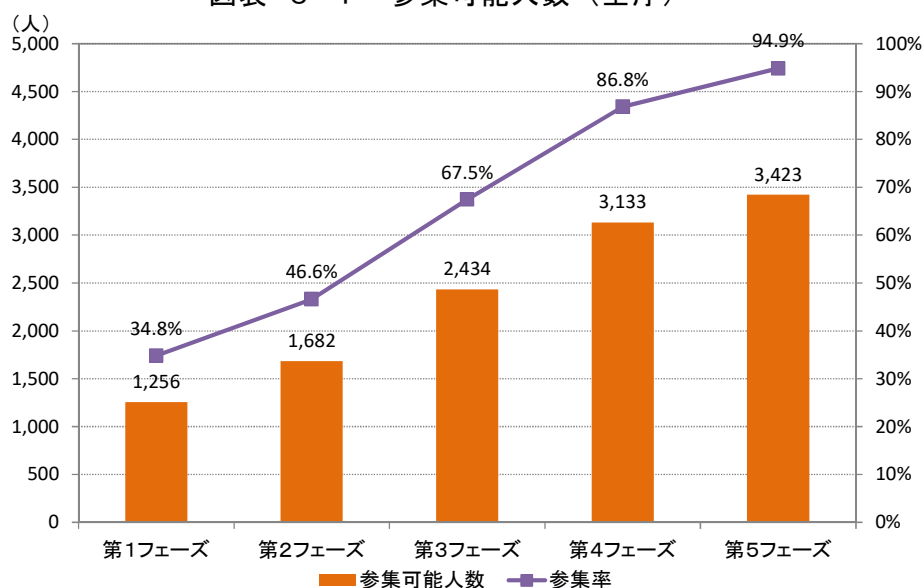
局面	地震発生からの時間
第1フェーズ	3時間以内
第2フェーズ	1日以内
第3フェーズ	3日以内
第4フェーズ	2週間以内
第5フェーズ	1カ月以内

#### ア 全庁

発災から概ね3時間以内である第1フェーズで1,256人（約35%）の職員の参集が見込まれる。

第3フェーズでは約67%の職員しか参集できず、発災後72時間までをこの人数で対応していく必要がある。

図表 6-1 参集可能人数（全庁）



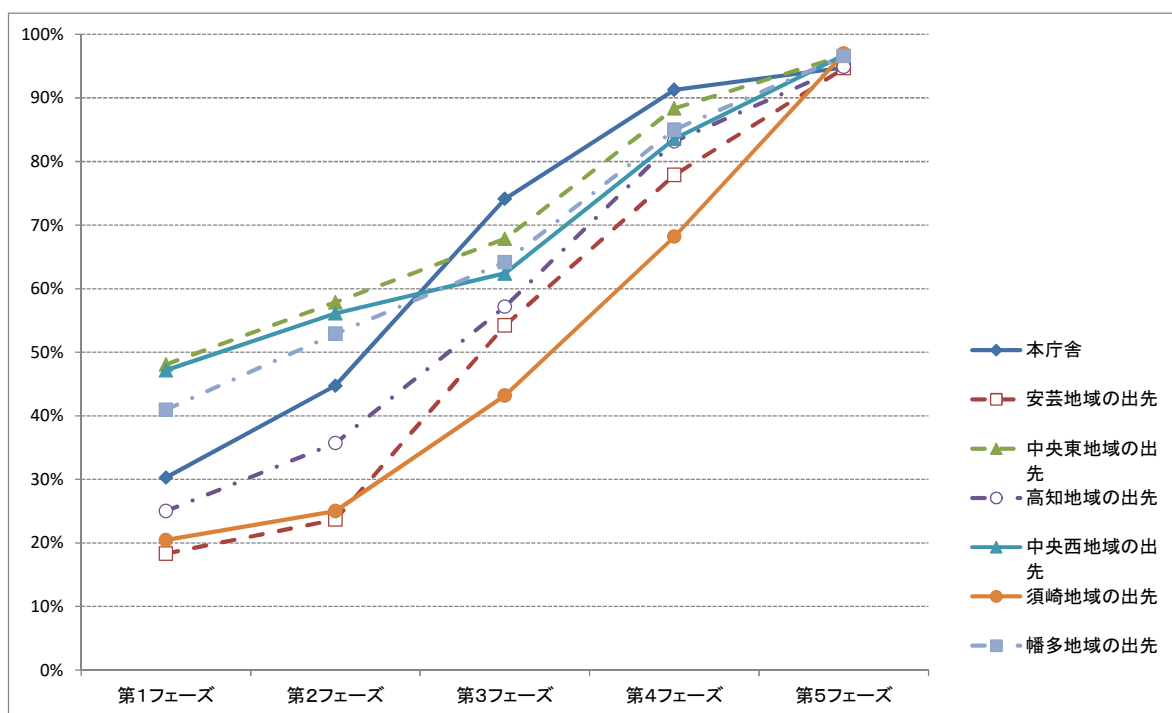
なお、早朝に発生した1995年阪神淡路大震災の際には、神戸市、芦屋市、西宮市では発災後18時間（上記の第2フェーズに該当）での職員の参集状況は40～50%程度、210時間後（第4フェーズに該当）には約90%が参集した。

イ 本庁舎、各地域の庁舎別

庁舎の立地する地域別に参集状況を見ると、参集率にばらつきがある。特に、安芸地域の出先機関は第1フェーズでは2割弱の職員しか参集できない。須崎地域も2割を少し越える程度の参集率となっている。

図表 6-2 地域別職員参集率

庁舎	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
本庁舎周辺	30.3%	44.7%	74.1%	91.3%	94.8%
安芸地域の出先機関	18.3%	23.7%	54.2%	77.9%	94.7%
中央東地域の出先機関	48.1%	57.9%	67.8%	88.4%	96.7%
高知地域の出先機関	25.0%	35.7%	57.1%	83.2%	94.9%
中央西地域の出先機関	47.2%	56.1%	62.4%	83.5%	96.7%
須崎地域の出先機関	20.5%	25.0%	43.2%	68.2%	97.0%
幡多地域の出先機関	41.0%	52.9%	64.2%	85.0%	96.6%

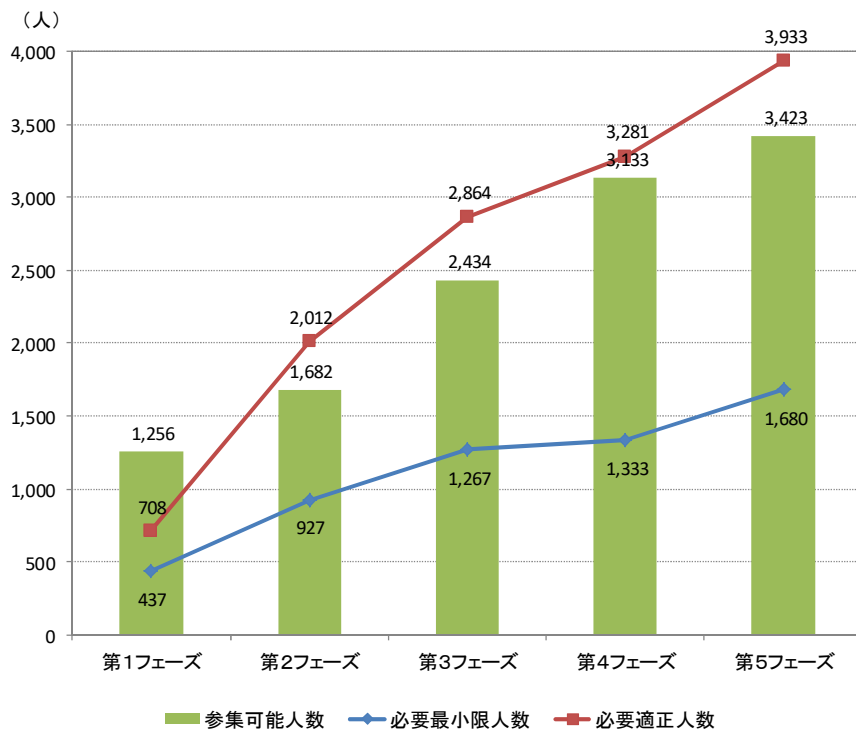


(2) 応急対策業務に必要な人員数との比較

応急対策業務を実施するために必要な人員数と、参集可能職員数とを比較すると、第1フェーズにおいて「必要適正人数」を上回る職員が参集することが可能との推計となっている。

しかし、第2フェーズから第5フェーズでは、参集可能人数は「必要最小限人数」を上回るものの「必要適正人数」には足りない状況である。第4フェーズ及び第5フェーズにおいては応援職員も加えた体制が考えられるが、第2フェーズ及び第3フェーズ（発災後3時間後～3日以内）においては、不足する職員数でいかに応急対策業務を進めていくかということが課題となる。

図表 6-3 必要人員数と参集可能人数との比較（全庁）



算出方法

職員参集可能人数は、以下のような全職員調査を実施し、算出した。

【全職員調査の概要】

○調査時期、方法

平成29年9月に県職員を対象にアンケート調査方式で実施

○対象者

知事部局、公営企業局、議会、教育委員会をはじめ各種行政委員会の全職員

※病院、高等学校、特別支援学校の職員、市町村等への派遣職員、臨時・非常勤職員は除く

【参集条件の設定】

ア 庁舎までの距離と参集手段による条件

a) 手段と時速の設定

参集手段として、公共交通機関と自家用車による参集はできないものとし、「徒歩」、「自転車」、「バイク」のいずれかの手段のみの参集を想定する。いずれの手段を使用するかは、職員自身の判断（調査票による回答）による。

b) 参集可能地域

参集場所までの距離が遠いと参集が困難となる。参集可能地域は、参集手段にかかわらず片道5時間以内とした。

イ 被害想定による条件

被害想定として、「地震（揺れ）による被害」と「津波浸水による被害」の2つを想定した。

a) 地震動による被害

南海トラフ地震による被害想定に基づき、自宅付近の震度及び自宅の耐震性を考慮し、参集可能性を「可能だと思う」「可能だと思わない」の2つから、職員自身が判断した。

参集が「可能だと思わない」と回答した職員は、自宅及び周辺の被害により、救護活動、救助活動が必要となるため、地震発生から3日間は参集困難である（4日目から参集）とした。

また、「可能だと思わない」職員のうち1割は、職員自身や家族等の死傷により1カ月経過後も参集できないものとした。

b) 津波浸水による被害

自宅が、南海トラフ地震により発生する津波の浸水域に含まれる職員は、自宅からの避難等の津波対策が必要であるため、地震発生から2日間は参集困難である（3日目から参集）と想定した。なお、地震被害により参集が「可能だと思わない」と回答した職員は4日目から参集とした（aの設定を優先）。

また、津波浸水域に自宅がある職員のうち1割は、職員自身や家族等の死傷により1カ月経過後も参集できないものとした。

c) 参集途上に津波浸水域がある場合

自宅は津波浸水域になくとも、参集途上に津波浸水域がある場合は、参集に支障が出るため、一律に参集時間に2時間余分にかかるものとした。

このとき、参集時間に2時間を加えた時間が5時間を超える職員は参集できないものとした。

### (3) 対応策

#### ① 職員の参集のルールと初動

南海トラフ地震が発生した場合は、休日・夜間等の勤務時間の内外にかかわらず、全職員は、原則、自所属に参集し応急対策業務を行う。

#### ア 勤務時間内に地震が発生した場合

本部事務局員及び本部連絡員は、防災作戦室に参集する。その他の職員は、事前に定められた場所で応急対策業務を実施する。

	職員の行動
地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急地震速報を覚知した場合は、周囲の人に大声で知らせる。</li> <li>・ 自分自身の身を守る。</li> <li>・ 来庁者の安全を確保する。</li> </ul>
地震収束後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧耐震基準の建物にいる際は、一度庁舎から出て、安全が確認されるまで建物内に立ち入らない。</li> <li>・ 津波浸水予想区域の建物にいる際は、事前に指定された場所に移動する。</li> <li>・ 負傷者が発生した際に、その付近に居合わせた職員は、救急・救命措置、応急手当など、必要な処置を速やかに行う。</li> </ul>

#### イ 勤務時間外に地震が発生した場合

下記の考え方に基づき、事前に各所属において定めた場所に、徒歩、自転車又はオートバイ（原則、車は利用しない）により、参集する。

- ・ 自所属等において応急対策業務を実施するため、自所属等への参集が定められている職員は自所属等に参集
- ・ 災害対策本部事務局や災害対策支部の要員として、あらかじめ定められている職員は、それぞれ定められた県庁本庁舎、支部が設置される庁舎、総合防災拠点等に参集
- ・ 上記以外の職員については、県庁本庁舎、災害対策支部が設置される庁舎(※)、総合防災拠点(※)のうち、最寄りの施設で、津波浸水区域等も考慮の上、参集可能な施設に参集

※ 災害対策支部が設置される庁舎は、安芸総合庁舎、中央東土木事務所、伊野合同庁舎、須崎第二総合庁舎、中村合同庁舎

※ 総合防災拠点となる施設は、室戸広域公園、安芸市総合運動場、県立青少年センター、高知大学医学部、春野総合運動公園、四万十緑林公園（窪川高校含む）、宿毛市総合運動公園、土佐清水市総合公園

各所属において、毎年、年度当初に、勤務時間外に地震が発生した場合の各職員の参集場所を定めておくとともに、南海トラフ地震が発生した場合に自所属以外に参集する場合は、職員安否確認システムのコメント欄へ参集予定場所を入力するなどにより、各所属長へ参集場所を連絡する。

次のa)からh)に掲げるような事由等により、即座の参集が困難な場合は、事由の

解消、又は対処に目処が立ち次第、参集する。

- a) 自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合
- b) 自宅が浸水若しくは倒壊した場合
- c) 家族等が死亡した場合
- d) 職員又は家族等が負傷し、治療または入院の必要がある場合
- e) 参集時に、救出・救命活動に参加する必要がある場合（各自の状況判断により対処する）
- f) 通勤経路上に津波浸水予想区域があり、迂回に時間を要する場合
- g) 家族に子ども等の要配慮者がおり、保護が必要な場合
- h) 自転車やオートバイの利用が困難で、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離がおおむね20km以上の場合

〔平常時からの取組〕

各職員は、平常時から南海トラフ地震発生時における自身及び家族の安全確保の方策を検討し、自宅の安全確保（耐震化、家具の転倒防止等）を行うとともに、安全な避難場所、避難ルートを定め、家族にも周知しておく。

また、自宅からの参集方法、参集ルートについて、津波来襲の危険性も含めて検討しておくとともに、参集時に必要なもの（初動マニュアル、筆記用具、手帳、数日分の簡易食料、飲料水、最低3日分の常用薬（既往症のある場合）等）を袋に入れるなど、対策を講じておくことが必要となる。

ウ 職員の安否確認

安否確認は、職員の被災状況を確認するとともに、投入できる職員の概数を把握することを目的に行う。

a) 職員の安否確認方法

安否確認を効率的に把握するため携帯電話を活用した職員安否確認システムにより安否確認を行う。

通信設備等の被災により職員安否確認システムが利用できない場合には、各職員は、連絡手段が確保され次第、所属に対して自らの安否、登庁の可否等を連絡するものとする。

b) 職員の安否確認手順

職員の安否確認を『震災及び風水害等発生時の職員安否確認に関する実施要領（人事課）』に基づき、直ちに開始する。



＜職員の安否確認手順＞

- 1) 人事課は、職員安否確認システムによりメールアドレス登録者に対して、安否確認メールを送信し、安否状況の登録を指示するとともに、各部局主管課へメールを一斉送信した旨連絡
- 2) 各部局主管課は部局内本庁各課に対して、出先機関の所管課は所管出先機関に対して、安否確認メールが一斉送信されたことを連絡するとともに、メールアドレス未登録者の安否確認を実施するよう指示
- 3) 安否確認メールを受信した職員は、安否確認メールの指示に従い、速やかに安否状況を登録  
職員安否確認システム未登録職員は、予め所属で定められた方法により、所属へ安否状況を報告し、各所属が職員安否確認システムへ安否状況を代理登録する
- 4) 各所属は、所属職員の安否状況の登録の有無を確認し、所属全職員の安否状況が速やかに登録されるよう状況把握に努め、登録がない職員にあっては、必要に応じて代理登録を行う
- 5) 人事課は、全庁の状況を取りまとめて、その結果を災害対策本部事務局（総括班）に報告

② 初動要員の事前指定

ア 所属内での事前指定

各所属は、早期の初動体制を確立するため、1時間以内に参集可能な職員を初動要員として事前に指定することが望ましい。

初動要員は、地震発生後、直ちに参集し、県内の被害状況などの情報収集を行う。

イ 災害対策本部・支部、災害医療対策本部・支部

災害対策本部・支部（総合防災拠点含む）や医療災害対策本部・支部の事務局は、業務が集中することが想定されることから、必要に応じて、毎年、事務局の応急対策業務を円滑に行うために、事前の職員配置計画を策定する。

その際、部又は所属において必要な職員が確保できない場合には、応急対策業務の少ない部局の職員を加えた職員配置計画を策定する。

また、それぞれの事務局体制を早期に確立するため、指揮命令を行う職員の参集の確実性を高める方策（近傍居住など）を検討する。

ウ 指揮命令系統

a) 災害対策本部

災害対策本部長（知事）は災害対策本部を統括し、災害対策を行っていく上での基本的事項や重要事項の確認及び決定を行う。

b) 各所属

迅速かつ的確に業務を遂行するために、所属長をトップとする指揮命令系統を確立する。ただし、所属長が参集していない段階では、参集してきた職員で最も上位にあたる者が指揮を執り、初動対応を開始する。

### ③ 発災後の職員再配置

#### ア 部局間の調整

各部局（主管課）は、想定以上に業務が集中し、部局内で職員が不足する場合又は不足することが予想される場合には、人事課に職員の応援要請を行う。

人事課は、各部局と調整し対応可能な職員を把握し、災害対策本部事務局と応急対策業務の実施状況などの情報を共有し、職員の再配置先の決定を行う。

配置先の決定にあたっては、必要人員・配置先・業務内容・期間等について具体的に調整を行うものとする。

また、応援を受ける部は、事前に応急対策業務のマニュアル等の作成を行うなど、適切な受入体制を整えるほか、早期の応援解除に努める。

#### イ 任命権者が異なる部局間の応援

任命権者が異なる知事部局、教育委員会、公営企業局との間で職員の応援を行う際には、上記の手順に準じて実施するものとし、それぞれの人事担当部署は、平常時から、南海トラフ地震による災害発生時の職員の応援に関して、その調整方法や手順を確認しておく。

#### ウ 市町村への応援

市町村への職員の派遣については、市町村振興課が市町村からの要請をとりまとめ、原則として人事課と調整を行いながら速やかに派遣を行う。市町村庁舎などが被災し、市町村機能が著しく低下していると判断される場合は、市町村からの要請を待つことなく、職員の派遣を行うものとする。

なお、発災初期は市町村機能が低下し、市町村の人的支援ニーズの把握が困難となることが想定されることから、必要に応じて各災害対策支部から市町村リエゾン等を派遣し管内市町村人的支援のニーズを把握のうえ、市町村支援要員を派遣する。市町村支援要員は各災害対策支部管内の職員を充てることを基本とするが、各支部管内で要員が不足する場合には、災害対策本部事務局及び人事課において、本庁各課の特命班の職員を中心に職員の派遣調整を行う。

#### エ 退職者等の活用

応急対策業務にあたる職員不足を補うため、人事課と連携して退職者等の活用を検討する。

### ④ 他県からの応援の受入れ

#### ア 他県からの応援の受入れに関する基本的な考え方

発災後速やかに国や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効率的に活用するため、あらかじめ受援に関する計画を策定しておくことが必要となる。

高知県南海トラフ地震応急対策活動要領 第1編 基本対策編

図表 6-4 県外から応援が必要な業務及び受援計画等の策定状況について

所管部局	所管課	県外からの応援が必要な業務	受援計画等	
			計画等	策定期期
総務部	人事課	各部局において必要とされる業務	大規模災害時における職員派遣要請の手順書	平成30年度
	市町村振興課	各市町村において必要とされる業務	大規模災害時における市町村職員派遣要請の手順書	平成28年度 令和3年度改訂
危機管理部	危機管理・防災課	被災者支援のための業務	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領（災害対策本部事務局マニュアル）	令和3年度改訂
		人命救助、消火活動	高知県応急救助機関受援計画	平成27年度 （随時改訂）
		ヘリ等による応急対策活動	高知県航空部隊受援計画	平成26年度 （随時改訂）
	南海トラフ地震対策課	物資輸送	物資配送計画	基本方針： 令和3年度改訂 具体内容： 令和3年度改訂
	消防政策課	人命救助、消火活動	高知県緊急消防援助隊受援計画	平成22年度 令和3年度改訂
健康政策部	健康長寿政策課	医療救護活動	高知県災害時医療救護計画	平成31年4月一部改定 令和4年度改定予定
		歯科保健医療活動	高知県災害時歯科保健医療対策活動指針	平成28年度策定 平成29年度改定 令和元年度改定
		栄養・食支援活動	高知県南海トラフ地震時栄養・食支援ガイドライン	令和2年度改訂
		保健衛生活動	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン	令和3年度改訂
	健康対策課	透析患者支援	高知県災害時医療救護計画 高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル	平成31年4月一部改定 令和4年4月改定予定 令和3年度から改訂中
		周産期医療活動	高知県災害時医療救護計画	平成31年4月一部改定 令和4年4月改定予定
	薬務衛生課	医療救護活動（薬剤師）	高知県災害時医療救護計画	平成29年度改訂
		医療救護活動（医薬品）	高知県災害時医療救護計画	平成31年4月一部改定 令和4年4月改定予定
		動物救護活動	動物救護マニュアル	策定中 （関係機関と協議中のため、策定期期未定）
		遺体対応	高知県広域火葬計画	平成26年度
子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	ボランティアの受入体制の構築	災害ボランティア活動支援マニュアル	平成11年度 平成19年度改訂 平成24年度追加
	障害保健支援課	精神保健医療活動	高知県災害時の心のケアマニュアル（DPAT）	平成24年度 平成29年度改訂 令和3年度改定
林業振興・環境部	環境対策課	災害廃棄物処理（仮置場の設置・運営管理、被災家屋の解体撤去等）	高知県災害廃棄物処理計画Ver.2	平成30年度
水産振興部	漁港漁場課	漁港啓開作業	防災拠点漁港啓開計画	平成27年度
土木部	土木政策課	インフラの応急復旧に向けた支援等	緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）受援計画	令和4年3月
	防災砂防課	災害査定業務	検討中	検討中
	道路課	道路啓開	四国広域道路啓開計画	平成28年3月
	都市計画課	被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（高知県版）	令和4年3月
	公園下水道課	下水道被害調査・復旧支援業務	浦戸湾東部流域下水道業務継続計画	平成25年3月 令和4年3月改訂 （随時改訂）
	住宅課	応急仮設住宅の建設	応急仮設住宅供給計画	平成28年11月改訂
		災害公営住宅の建設	災害公営住宅建設計画	平成30年12月
	建築指導課	被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定震前支援計画	令和3年11月改訂
	港湾・海岸課	航路啓開（防災拠点港）	南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画（四国の港湾における地震・津波対策検討会議作成）	令和3年2月改訂
教育委員会	人権教育・児童生徒課	スクールカウンセラーとしての相談業務	スクールカウンセラー派遣要請の手順書	令和3年度
公営企業局	電気工水課	工業用水道施設の復旧業務	高知県公営企業局 南海トラフ地震対策業務継続計画（総合制御所編）	令和3年度 （随時改訂）
警察本部	災害対策課	・被災情報の収集、伝達 ・救出救助及び行方不明者の捜索 ・交通路の確保 ・検視・身元確認 ・パトロール活動等	警察受援計画	平成26年度 （随時改訂）

イ 現状及び今後の対策

県外からの応援が必要と考える業務は現状で33業務あり、うち31業務は受援計画等を策定済みである。残りの2業務は受援計画等の策定ができていない状況となっているため、各業務を所管する各部において計画等を策定するとともに、PDCAサイクルの見直し等により、応援が必要な業務が明らかになった場合は、速やかに受援計画等の策定に着手することが必要である。

⑤ 職員の健康管理と安全確保

職員厚生課は、長期間に及び応急対策業務遂行時の職員のこころと身体の健康と安全を維持するために、健康管理及び安全確保の統括を行う。

ア 健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、総務部は各部に対して勤務のローテーション計画を作成することを指示する。また、各部において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう関係部署との調整を行う。ローテーション計画の作成にあたっては、1日の作業時間は12時間、1週間の作業時間は60時間を超えないようにする。原則として、1週間に最低1日は休みを確保する。また、一人の職員が原則として帰宅しない日が3日を超えて勤務することがないようにする。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にもなる。また、作業時間が長時間に及んだりすることは、時に脳・血管疾患(脳梗塞、脳出血、心筋梗塞など)やストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

- 1) 作業の合間に十分な休憩が取れるよう、作業時間を調整する。
- 2) 6時間以上の睡眠を確保する。
- 3) 安全な休憩場所やトイレを確保する。
- 4) 危険に対する備えをきちんとし、作業の負担をできるだけ減らす。
- 5) 持病があるものは治療を受け続けられるよう支援する。

## イ 職員のメンタルヘルスケア

応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、職員厚生課は、災害時のこころの回復の時間的経過に応じた情報提供を行うと共に、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職へのラインケア研修等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じる。

継続的かつ計画的な「4つのメンタルヘルスケア」の推進

- 1) セルフケア：職員自身の自己管理
  - ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解を持つ。
  - ・疲労やストレスに早期に気づくことができるようにする。
  - ・適切にストレスの対処ができるようにする。
- 2) 管理職によるケア
  - ・安全な休憩場所やトイレの確保、職場環境への配慮を行う。
  - ・職員の疲労回復のための休暇・休養の取得を促進する。
  - ・職員の健康不調を早期に気づき、適切に対応する。
- 3) 職員厚生課スタッフによるケア
  - ・セルフケア及び管理職によるケアが効果的に実施されるよう、職員及び管理職に対する支援を行う。
  - ・勤務シフトの改善、過大な負荷の軽減、休憩時間の確保など、働きやすい環境づくりへの助言を行う。
- 4) 庁外資源の活用
  - ・問題への対応や必要とするサービスについて専門的な知識や人的資源が必要な場合には、庁外資源を活用する。

## ウ 安全確保

各部は、特に被害調査、連絡等のため、現場に出る職員がある場合は、緊急情報の収集、伝達手段の確保（衛星携帯電話、ラジオの携行など）など、職員の生命、安全の確保を図る観点から、必要な措置を行う。

エ 新型コロナウイルス等感染症防止対策

a) 事前対策

大規模災害発生時において、新型コロナウイルス感染症等の感染症蔓延・拡大等感染症の流行の恐れがある場合は、災害対応に係る災害対策本部の運営等に際しても、人と人との接触の低減、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより、業務継続ができるよう感染症対策に努める。

- 1) 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- 2) 災害対策本部設置場所の密とならない座席配置
- 3) 1)、2)を踏まえ、必要に応じた災害対策本部及び執務室の設置
- 4) 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- 5) 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- 6) 電話やTV会議システム等の活用

b) 感染者が確認された場合

職員に感染者が確認された場合においては、感染者及び濃厚接触者の特定、隔離又は一時帰宅などの対応を行うとともに、感染エリアの閉鎖及び消毒や派遣職員などの活動環境確保等それぞれの感染症の特性に応じた対応を行い、感染症の拡大防止に努める。

## 2 業務執行環境の確保

災害対策本部、災害医療対策本部、本庁各課、災害対策支部、災害医療対策支部の業務執行環境の状況を示す。

### 施設一覧

県庁本庁舎（高知市）	中央東福祉保健所（香美市）	須崎第二総合庁舎（須崎市）
県庁西庁舎（高知市）	中央東土木事務所（南国市）	中村合同庁舎（四万十市）
県庁北庁舎（高知市）	伊野合同庁舎（吾川郡いの町）	幡多総合庁舎（四万十市）
安芸総合庁舎（安芸市）	中央西福祉保健所（高岡郡佐川町）	

### （1）庁舎

#### ① 現状

災害対策支部及び災害医療対策支部の活動拠点である庁舎は、耐震性が確保されており、地震による施設機能の停止の可能性は低い状況である。一方、本庁舎、西庁舎、北庁舎、安芸総合庁舎、須崎第二総合庁舎、中村合同庁舎は、津波浸水エリアに含まれるため、施設の一部が利用できなくなる可能性がある。

図表 6-5 地震・津波発生時における庁舎の状況

		構造	建築年度	耐震性能	津波浸水		計画の位置づけ
					L1	L2	
県庁	本庁舎	RC	S37	有(免震)	—	—	災害対策本部 保健医療調整本部 本庁各課 津波一時避難ビル
	西庁舎	SRC	S56	有	—	浸水	
	北庁舎	RC	H3	有	—	浸水	
	安芸総合庁舎	RC	H24	有(免震)	—	浸水	災害対策支部 保健医療調整支部 津波一時避難ビル
	中央東福祉保健所	RC	H10	有	—	—	保健医療調整支部
	中央東土木事務所	RC	S45	有	—	—	災害対策支部
	伊野合同庁舎	RC	S59	有	—	—	災害対策支部
	中央西福祉保健所	RC	S56	有	—	—	保健医療調整支部
	須崎第二総合庁舎	RC	H5	有	浸水	浸水	災害対策支部 保健医療調整支部 津波一時避難ビル
	中村合同庁舎	RC	S57	有	—	浸水	災害対策支部
	幡多総合庁舎	RC	S41	有	—	—	災害対策支部 保健医療調整支部

※敷地内に複数の建物がある場合は延べ床面積が最も大きいものを整理

※構造RC（鉄筋コンクリート）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）、S（鉄骨）

※L1（レベル1）発生頻度の高い一定規模の地震・津波、L2（レベル2）最大クラスの地震・津波

② 対策

ア 代替施設の確保

各庁舎が使用できなくなった場合の代替施設としては、下表を想定している。

県庁3庁舎の代替施設として高知県警察本部が指定されており、耐震性能も確保されている。ただし、県警察本部が使用できない場合や災害対応のためにスペースの確保が必要な場合には、高知県自治会館や保健衛生総合庁舎の活用を検討する。

今後、対象施設の了解を得ることを始めとして、周辺施設の耐震化の状況も見極めながら、実質的に機能する代替施設の確保に向けた検討を進めていく。

図表 6-6 代替機能施設の確保可能性（検討中も含む）

		施設名	所有者	耐震性能
県庁	本庁舎	高知県警察本部	高知県警察本部	有
	西庁舎	保健衛生総合庁舎	衛生研究所	有
	北庁舎	高知県自治会館	高知県市町村総合事務組合	有
安芸総合庁舎		(周辺施設を検討中)		
中央東福祉保健所		香美市役所	香美市	有
中央東土木事務所		(周辺施設を検討中)		
伊野合同庁舎		(周辺施設を検討中)		
中央西福祉保健所		中央西農業振興センター 高吾農業改良普及所	佐川町（土地） 県（施設）	有
須崎第二総合庁舎		須崎土木事務所四万十町事務所	県	有
		須崎市総合保健福祉センター	須崎市	有
中村合同庁舎		幡多総合庁舎	県	有
		中村河川国道事務所	国土交通省	有
幡多総合庁舎		中村合同庁舎	県	有

イ 耐震化の実施

県有建築物は、南海トラフ地震発生時の利用者の安全性の確保とともに、発災後の応急・復旧の活動拠点などの機能も求められることから、「県有建築物耐震化実施計画」を策定し、建築物の耐震化を効率的・効果的に実施していく。

ウ 代替施設における耐震性能、応急対策に必要な資源等の確認

代替施設として指定されている施設においては、あらかじめ施設の耐震性能の確認を行うとともに、代替施設へ移転し実際に活動するために必要な資源（執務スペース、電力、トイレ等の確保状況）について事前に確認する。また必要な資源が不足する場合は、代替施設の管理者と関係部局は連携し必要となる資源を確保、整備する。



## (2) 電力

## ① 現状

災害対策本部となる県庁では、本庁舎では約72時間（ただし、電力の供給先は災对本部、無線統制室、防災サーバー室、事務室：約1/3）、西庁舎では約40時間（災对本部、事務室：1/3）と一定の供給制限があるものの停電が発生した場合でも最大3日間程度の発電に必要な燃料が確保されている。

災害対策支部となる安芸総合庁舎や伊野合同庁舎、中村合同庁舎では、電気室、庁内の非常用設備など供給先の制限があるものの、約72時間の発電量が確保されている。一方、中央東土木事務所では、非常用発電の供給時間が13時間程度となっている。また、中央東福祉保健所、幡多総合庁舎では太陽光発電が非常用電源の中心となっている。

図表 6-7 非常用電源の状況

		設置階数	津波浸水		電力の主な供給先	供給条件	時間
			L1	L2			
県庁	本庁舎	議会棟別館1F	—	—	災对本部、無線統制室、防災サーバー室、執務室	執務室は約1/3	約72H
	西庁舎	4F	—	浸水	災对本部、事務室	事務室は約1/3	約40H
	北庁舎	1F	—	浸水	事務室	事務室は約1/3	約33H
安芸総合庁舎		6F	—	浸水	電気室、庁内非常用設備、防災無線		約72H
中央東福祉保健所		外倉庫旧館	—	—	照明、防災無線、FAX、サーバー、PC	一部照明、コンセントのみ	約72H
中央東土木事務所		庁舎北側別棟	—	—	非常用照明、サーバー、PC、防災無線	一部照明、コンセントのみ	約13H
伊野合同庁舎		1F屋上	—	—	庁舎内照明、コンセント、防災無線	一部照明、コンセントのみ	約72H
中央西福祉保健所		機械室外倉庫	—	—	照明、防災無線、FAX、サーバー、PC、衛星携帯	一部照明、コンセントのみ	4H～110H
須崎第二総合庁舎		6F屋上	浸水	浸水	5F、4F、防災無線	一部照明、コンセントのみ	約64.6～72H
中村合同庁舎		屋上	—	浸水	1～3階（一部フロア）	コンセントのみ	約72H
幡多総合庁舎		屋上	—	—	照明、コンセント、防災無線、火災報知機	一部照明、コンセントのみ	約4H

※ 県庁本庁舎の非常用電源は、浸水対策を実施済み。

② 対策

ア 非常用電源の津波浸水対策

建物の低階層や地上に設置されている場合は、津波に浸水する恐れがあるため嵩上げや浸水の心配のない階へ移動する等の対策を講じる。

イ 電力供給の優先順位を事前に明確化

非常用電源が稼働した場合は、通常よりも電力の供給に制限がかかるため、被災情報の収集・集約等の業務に必要なOA機器に電力が供給されるよう事前に優先順位を明確にしておく。

ウ 燃料の確保

非常用電源の燃料を常日頃から補充し、災害時に最大限稼働できるよう準備しておくとともに、非常時における燃料確保の方策を事前に検討しておく。

(3) 通信

① 現状

ア 固定電話

各施設の固定電話は電力を必要とするため、停電時に機能しない可能性がある。

災害対策本部となる県庁の3庁舎及び、災害医療対策支部となる安芸総合庁舎については、電力を必要としない災害時優先電話が設置されている。(本庁舎：45台、西庁舎：25台、北庁舎：7台、安芸総合庁舎：9台、中央東土木事務所：2台)

災害医療対策支部となる中央東福祉事務所、中央西福祉事務所、須崎第二総合庁舎、幡多総合庁舎では、固定電話と災害時優先電話のいずれにも電力を要するため、停電時には連絡が取りにくい状況が生じる可能性がある。

また、中央東福祉保健所、中央東土木事務所、伊野合同庁舎、中央西福祉保健所、中村合同庁舎、幡多総合庁舎では、使用可能な災害時優先電話が1～2台と限られている。

図表 6-8 固定電話、非常時優先電話の設置状況

		固定電話		災害時優先電話	
		台数	停電時の 使用可否	台数	停電時の 使用可否
県庁	本庁舎	1,389	×	45	○
	西庁舎	632	×	25	○
	北庁舎	125	×	7	○
安芸総合庁舎		140	×	9	○
中央東福祉保健所		56	×	1	×
中央東土木事務所		49	× (一部○)	2	○
伊野合同庁舎		82	× (一部○)	2	×
中央西福祉保健所		28	×	1	×
須崎第二総合庁舎		87	×	12	×
中村合同庁舎		64	×	1	×
幡多総合庁舎		132	×	2	×

イ 防災行政無線（音声・FAX）

防災行政無線の回線は地上系と衛星系に分かれており、地上系は、県庁、市町村、消防本部、県出先機関及び防災関係機関において、衛星系は、関係省庁や都道府県、市町村及び消防本部等において利用可能である。

また、地上系については、災害現場で情報伝達が行えるよう移動局（ハンディ型）を土木事務所や福祉保健所に整備するとともに、衛星系においても、災害現場の状況を映像伝送できるよう、可搬型 VSAT 局（本庁6局）を整備している。

図表 6-9 防災行政無線の接続先

	接続先	備考
地上系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁、西庁、北庁、保健総合庁舎</li> <li>・消防防災航空センター</li> <li>・土木事務所（出先事務所も含む）の所在する庁舎</li> <li>・福祉保健所の所在する庁舎</li> <li>・市町村、消防本部</li> <li>・陸上自衛隊第50普通科連隊</li> <li>・高知海上保安部、高知地方気象台</li> <li>・高知県医師会、高知市医師会</li> <li>・日本赤十字社高知県支部</li> <li>・広域災害拠点病院、災害拠点病院</li> <li>・NHK 高知放送局、高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビ、エフエム高知</li> <li>・移動局（県庁・県出先機関108台）</li> </ul>	<p>【移動局の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンディ型、充電式（市販電池使用不可）</li> <li>・通常使用で8時間程度稼働（連続通話で2時間程度）</li> <li>・南海トラフ地震対策推進地域本部、総合防災拠点、土木事務所、福祉保健所に配備</li> </ul>
衛星系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省、消防庁</li> <li>・他都道府県等</li> <li>・県内市町村・消防本部</li> <li>・消防防災ヘリ「おとめ」（ヘリサット）</li> <li>・高知市消防局（車両（可搬型））</li> <li>・高幡消防組合消防本部（可搬型）</li> <li>・12 土木事務所（事務所含む）</li> </ul>	

ウ 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、災害時に高い確率で通信の確保が可能である。ただし、バッテリーの稼働時間が短いこと、屋外又は窓際で使用することなどの利用上の制限もある。

図表 6-10 衛星携帯電話の所有状況

	台数	
危機管理部	13	防災作戦室常設4台、携帯型1台 総合防災拠点8台
土木部	17	安芸、室戸、中央東、本山、高知（2台）、中央西、 越知、須崎、四万十町、幡多、宿毛、土佐清水、河川課、 本庁サーバー室、永瀬ダム、鏡ダム
水産振興部 （平成25年度予定）	2	漁業管理課1台、室戸漁業指導所1台
保健医療調整本部	1	健康長寿政策課
保健医療調整支部	6	安芸、中央東、高知市、中央西、高幡、幡多
広域災害拠点病院	3	高知医療センター、高知大学医学部附属病院、高知赤十字病院
災害拠点病院	7	県立あき総合病院、JA高知病院、近森病院、 国立病院機構高知病院、いの町立国民健康保険仁淀病院、 須崎くろしお病院、県立幡多けんみん病院
教育委員会事務局	1	幡多青少年の家

※ 災害医療対策本部及び支部（高知市除く）は、衛星IP電話（IPSTAR）も所有。

※ 中央西福祉保健所及び幡多総合庁舎の非常用電源は、太陽光発電設備とポータブル発電機の併用となっている。

エ マイクロ波多重無線通信回線（通称「マイクロ」）

議会棟別館の専用アンテナにより、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所と接続され、全国との通信が確保できる。高知県の利用可能回線は以下のとおり。

- |   |
|---|
| 1) 国土交通省専用回線（国交省機関、都道府県）<br>2) 消防庁消防防災無線（消防庁、都道府県）<br>3) 中央防災無線（全省庁、都道府県） |
|---|

オ 消防・救急無線

消防本部や消防署などに基地局が設置されており、消防車・救急車に搭載した移動局との間で通信が確保できる。

高知県庁には、消防防災航空センター（南国市）に移動局があり、県内の各消防本部等と通信できる。

カ 防災相互通信用無線

災害現場で、消防、警察、海上保安庁等の各防災機関の間で通信を確保するための無線。単信方式の無線通信で、通信距離は数kmから数十kmと近距離に限られる。

図表 6-11 防災相互通信用無線の所有先

所有先	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部、警察、海上保安庁</li> <li>県（本庁）、消防防災航空センター</li> <li>南海トラフ地震対策推進地域本部</li> </ul>	※自衛隊は所有していない

② 対策

ア 防災行政無線の高度化

地上系の中継局に高所カメラを増設し、被災状況の把握や共有化により、迅速な応急活動を図っていく。

イ 通信事業者の所有する通信の活用

各通信事業者に要請し、各通信事業者の所有する衛星通信車両、衛星携帯電話等により通信手段を確保する。

ウ 非常通信協議会の通信の活用

非常通信協議会を通じ、他機関の通信システムを活用した非常通信が活用可能である。通信班は、(財)中国移動無線センターに、MCA陸上移動通信の貸与を要請し通信手段を確保する。

エ 高知県総合防災情報システムの更新

現在の高知県総合防災情報システムは、平成25年度に構築し、サーバ機器等が老朽化していることから、本システムの更新に併せて、国が構築するプラットフォームとの接続やシステムの操作性の向上を図ることにより、迅速な応急活動や避難指示、避難所開設情報の県民への配信等を図る。

## (4) 情報基盤、情報システム

### ① 現状

県の業務に関係する情報基盤、情報システムは約 150 あるが、大規模地震発生の際に優先的に復旧する必要があるものは以下のとおりである。（平成 29 年 11 月現在）

図表 6-12 優先的に復旧する必要がある情報基盤、情報システム

<p><b>A 応急対策業務を進めるために必要不可欠であり、最優先で復旧を行う必要があるもの</b></p> <p>○情報基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県情報ハイウェイ【デジタル政策課】</li> <li>・高知県防災行政無線システム【危機管理・防災課】</li> <li>・高知県情報セキュリティクラウド【デジタル政策課】</li> <li>・総合行政ネットワーク（LGWAN）【デジタル政策課】</li> <li>・庁内クラウド【デジタル政策課】</li> <li>・県庁ネットワークシステム【デジタル政策課】</li> </ul> <p>○情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県総合防災情報システム【危機管理・防災課】</li> <li>・高知県震度情報ネットワークシステム【危機管理・防災課】</li> <li>・全国瞬時警報システム(J-ALERT)【危機管理・防災課】</li> <li>・緊急消防援助隊動態システム【消防政策課】</li> <li>・支援情報共有ツール【消防政策課】</li> <li>・集中管理型動態管理システム【消防政策課】</li> <li>・高知県ポータルサイト【広報広聴課】</li> <li>・高知県救急医療・広域災害情報システム【医療政策課】</li> <li>・高知県水防情報システム【河川課】</li> <li>・高知県土砂災害監視システム【防災砂防課】</li> </ul>
<p><b>B 応急対策業務を進めるために、Aに次いで早急に復旧を行う必要があるもの</b></p> <p>○情報基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム【市町村振興課】</li> </ul>
<p><b>C 県の業務を災害対応から通常業務へ戻していく中で、優先して復旧を行う必要があるもの</b></p> <p>○情報基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育情報通信ネットワークシステム【教育政策課】</li> </ul> <p>○情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤【デジタル政策課】</li> <li>・法令例規システム【法務文書課】</li> <li>・財務会計システム【会計管理課】</li> <li>・土木行政総合情報システム【土木政策課】</li> <li>・物品管理・電子調達システム【総務事務センター】</li> <li>・こうち農業ネット【農業政策課】</li> </ul>

---

## ② 対策

### ア 庁内クラウドへのシステム移行

庁内クラウドでは、平常時に運用する環境とバックアップ用の環境の2つを構築し、離れた別々の場所に置いて同時に被災する可能性を少なくする運用によって災害対策の強化を図っている。

現在 65 の情報システムが庁内クラウドへ移行しており、引き続き対象となるシステムについて移行を進めていく。

### イ 耐震対策

県庁舎等におけるシステムの設置場所については、ほぼ免震、耐震対策がなされているが、今後はそれぞれの場所において機器の固定、棚やラックの強度等について点検を行い、必要な対策を進めていく必要がある。

### ウ 重要な情報基盤、情報システムの電力確保、データバックアップ

重要な情報基盤、情報システムに係る施設の非常用電源による発電時間が約8時間であることから、商用電源の復旧までの間、優先的に非常用電源用の燃料を補給する方策を検討する必要がある。

また、重要システムのデータバックアップが定期的実施されているかを点検、確認しておく必要がある。

---

## (5) 執務環境

来庁者、職員等の人的被害の軽減及び応急活動拠点としての機能を確保するため、平成20年度に「県有建築物の室内空間における地震時の安全対策に係る対応方針」に策定した。各所属は、「地震時における執務室等の安全点検チェックリスト」に基づき、年1回以上、室内の安全点検を実施する。

---

## (6) 飲料水・食料等

本庁舎では、飲料水用途の上水系統として、上水24 t を高置水槽に貯水（確保）している。

応急対策業務に従事する職員用の飲料水・食料等は、『高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領』に基づき、全職員の3日分を確保する（平成25年度から5か年計画で段階的に整備）。

---

## (7) トイレ

### ① 現状

県庁本庁舎、安芸総合庁舎、幡多総合庁舎を除いたすべての施設では、災害時に下水道が機能しなくなった場合、トイレ機能が確保できていない状況である。

図表 6-13 トイレの機能の確保状況

		トイレ機能の確保
県 庁	本庁舎	○
	西庁舎	×
	北庁舎	×
安芸総合庁舎		×
中央東福祉保健所		×
中央東土木事務所		×
伊野合同庁舎		×
中央西福祉保健所		×
須崎第二総合庁舎		×
中村合同庁舎		×
幡多総合庁舎		○

※ 本庁舎には非常用汚水貯留槽と屋上の高置水槽（井水をポンプアップ）により約5,000人・日分のトイレ機能が確保されている。

## ② 対策

本庁舎以外の庁舎に、職員3日分の便袋を備蓄することや、災害時協定に基づき仮設トイレの設置を事業者に要請する。

## (8) 消耗品等

応急対策業務の実施には、コピー用紙やトナー、事務用品（ボールペン、ノート、メモ用紙等）などといった消耗品が必要となる。しかし、南海トラフ地震発生時には、事業者からの継続的な補充は困難と想定されるため、各所属は応急対策業務の実施に必要な目安量を常時補充しておくものとする。

公用車は災害時に燃料不足が想定されるため、各所属で、常に燃料タンクの半分以上補充しておくものとする。



第7章 活動要領の定着に向けて

1 各所属が取り組むこと

本活動要領の定着を図るため、各所属においては以下のことに取り組むこととする。

- ①初動要員、本部事務局要員等を年度初めに決定し、掲示する  
(主管課は部内を取りまとめ、危機管理・防災課に報告する)
- ②基本姿勢3カ条、自課の応急活動事項等を室内に掲示するとともに、年度初めに自所属の新配属者へ周知する
- ③勤務時間外の場合の参集場所について、各課で検討の上、掲示する
- ④災害用伝言ダイヤルの方法を掲示する

掲示サンプル

南海トラフ地震に備えて(〇〇課 H29)

### 基本姿勢

- ◎職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する
- ◎原則、通常業務はすべて停止する
- ◎発災後3日までは人命救助に関する業務を最優先する

### 初動要員

役職	氏名
〇〇	〇〇 〇〇
●●	●● ●●
△△	△△ △△

### 参集場所

災害対策本部事務局要員  
〇〇 〇〇 ●● ●●  
本庁舎3階 防災作戦室

その他の職員  
本庁舎〇階 〇〇課

※上記に参集できない職員は  
××総合庁舎××  
◇◇総合庁舎◇◇ に参集する

部署	部署名	課名	秘書課	電話	088-823-9151	2000	
【災害対策本部体制の基本対応】							
*応急対策業務(応急業務および優先する通常業務)の実行 災害対策本部および部内の緊急業務の支援							
【緊急業務】							
優先順位	応急対策活動項目	第1フェーズ (0時頃迄)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1ヶ月以内)	関係課等
1	初動対応	職員の安全確保 職員の安全確認	課の事業状況を 確認、配属体制 の確保	職員の実務環境 の整備			人事課
2	本部長及び副本部長への 情報伝達	災害対策本部事務局からの情報を 速やかに伝達					災害対策本部事務局
3	本部長及び副本部長の本 部会議への出席の手配	移動手段の確保、途中の確保					災害対策本部事務局
4	報道への対応	日程調整、場所の確保					広報広聴課
5	本部長及び副本部長の日程調整	既存日程のキャンセルと再調整					
6	知事公邸の被害状況の把握	被害状況の把握と報告					建築課
7	課内のホームページ作成、 更新に関する事		本部長及び副本部長のスケジュール等の公開・更新				広報広聴課
8	課内活動の進捗把握・調整・報告			活動状況等を把握し調整を図り、主管課への報告			財政課
9	被災地の視察			日程調整、移動手段の確保、服装等の手配			災害対策本部事務局
10	災害見舞や視察者への対応			日程調整、移動手段の確保、服装等の手配、視察資料の取りまとめ			災害対策本部事務局
【優先する通常業務】							
優先順位	通常業務	復旧目標レベル	復旧フェーズ				
1	庶務に関する業務	緊急性の高い契約事務、支払事務の実施	第5フェーズ				
【活用する備定】							

## 2 各応急対策業務マニュアルの策定

各所属は、それぞれの応急対策業務を円滑に実施するために、第2編で示されている各応急対策業務にあたる体制、情報収集・伝達の方法など具体的な対応方法を定めたマニュアル等を策定しておく。

## 3 研修・訓練の実施

### (1) 研修

南海トラフ地震のリスクを正しく理解し、事前の備えに取り組むことができ、有事の際にも的確かつ迅速な行動ができる人材を育成するため、現在の職員研修に南海トラフ地震に関する項目を組み入れる。

研修内容（案）

		求める知識・能力	講義内容
1	基本研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震におけるリスクを理解している</li> <li>東日本大震災の被害や課題を理解している</li> <li>地震発生時に県職員として必要な行動を取ることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度分布、津波浸水予測、被害想定</li> <li>東日本大震災の概要</li> <li>安否確認、職員参集の方法</li> </ul>
2	実務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震に関する法律や各種計画など防災対策全般を理解している</li> <li>応急活動で実施する業務を理解し、迅速かつ的確な対応ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海地震条例</li> <li>南海トラフ地震対策行動計画</li> <li>南海トラフ地震応急対策活動要領</li> </ul>
3	管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理全般に対する幅広い見識を持つ</li> <li>応急活動の全体像を認識し、状況を瞬時に見極めた判断、指揮ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救助機関との連携 (※基本研修、実務研修の内容も含む)</li> </ul>

(2) 訓練

職員の災害対応能力の向上、活動要領や各所属が策定したマニュアルの習熟や活動要領等の問題点のあぶり出し等を目的とし、以下のような、訓練の実施に取り組むものとする。

① 災对本部事務局を対象とした訓練

訓練	時期	概要
災害対策本部 図上訓練	年1回	○災害時に想定される状況を、災害対策本要員に付与し、実災害同様に関係者と調整し、災害対応を疑似体験する。 ○訓練準備として活動要領、本部マニュアルの内容確認（読み合わせ等）を行った上で、図上訓練を実施し、妥当性を点検する
災害対策支部 図上訓練	年1回	○災害時に想定される状況を、災害対策支部要員に付与し、実災害同様に関係者と調整し、災害対応を疑似体験する ○訓練準備として活動要領、支部マニュアルの内容確認（読み合わせ等）を行った上で、図上訓練を実施し、妥当性を点検する

② 個別の応急活動を対象とした訓練

訓練	時期	概要
情報伝達訓練	年1回	○外部の関係機関等に対して、災害時の通信手段で情報伝達訓練を行う
災害医療 情報伝達訓練	年1回	○災害対策医療本部・支部、各医療機関が災害時の通信機器等を用いて被災状況や受入可否等の情報伝達を行う
物資実動訓練	年1回	○協定先とともに、物資の受取・輸送の実動訓練を行う
安否確認訓練	年1回	○職員の連絡に基づいて災害時の安否確認手順の確認を行う

